

平成20年度笠間市一般・特別会計
予算特別委員会記録 第3号

平成20年3月12日(水曜日)午前10時00分開議

全 員 協 議 会 室

本日の会議に付した案件

- 議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算
議案第36号 平成20年度笠間市介護保険特別会計予算
議案第37号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
議案第38号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
議案第39号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
議案第41号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計予算
議案第42号 平成20年度笠間市友部水道事業会計予算
議案第43号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計予算
議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算

出 席 委 員

委 員 長	須 藤 勝 雄 君
副 委 員 長	小 磯 節 子 君
委 員	藤 枝 浩 君
”	西 山 猛 君
”	村 上 典 男 君
”	横 倉 き ん 君
”	町 田 征 久 君
”	常 井 好 美 君
議 長	石 崎 勝 三 君

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 員

消 防 長	吉 井 勝 蔵 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
福 祉 部 長	保 坂 悦 男 君

産 業 經 済 部 長	青 木 繁 君
消 防 次 長	秋 山 丈 志 君
消 防 本 部 総 務 課 長	杉 山 豊 君
消 防 本 部 予 防 課 長	石 塚 憲 夫 君
消 防 本 部 通 信 指 令 課 長	川 俣 義 男 君
消 防 本 部 総 務 課 主 査	米 川 健 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	町 田 誠 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	井 川 富 美 君
下 水 道 課 長	伊 勢 山 正 君
下 水 道 課 長 補 佐	福 田 善 一 君
下 水 道 課 集 落 排 水 推 進 室 長	中 庭 栄 一 君
下 水 道 課 管 理 G 長	吉 井 順 一 君
水 道 課 長	持 丸 正 美 君
水 道 課 長 補 佐	市 川 芳 弘 君
水 道 課 業 務 G 長	沼 野 剛 君
水 道 課 施 設 G 長	小 沼 完 治 君
水 道 課 工 務 G 長	鈴 木 伸 男 君
社 会 福 祉 課 長	岡 野 正 三 君
社 会 福 祉 課 長 補 佐	森 幸 信 君
社 会 福 祉 課 福 祉 G 長	鷹 松 丈 人 君
社 会 福 祉 課 障 害 G 長	小 田 野 恭 子 君
笠 間 支 所 福 祉 課 長	角 田 邦 夫 君
笠 間 支 所 福 祉 課 長	菅 谷 光 男 君
子 ど も 福 祉 課 長	大 月 英 明 君
子 ど も 福 祉 課 長 補 佐	秋 山 久 男 君
子 ど も 福 祉 課 児 童 支 援 G 長	田 村 一 浩 君
子 ど も 福 祉 課 保 育 G 長	下 条 立 美 君
高 齢 福 祉 課 長	中 村 一 男 君
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	小 林 道 雄 君
高 齢 福 祉 課 高 齢 福 祉 G 長	上 野 学 君
高 齢 福 祉 課 主 査	大 月 英 夫 君
高 齢 福 祉 課 係 長	箱 守 司 郎 君
農 政 課 長	山 口 忠 栄 君
農 政 課 副 参 事	藤 田 幸 孝 君
農 政 課 長 補 佐	木 村 秀 夫 君

農政課グリーンツーリズム推進室長	磯	祐	一	君
農政課農政企画G長	飯	田	昇	君
農政課農業振興G長	友	部	健	君
農政課笠間分室長	小	河	英	君
農政課岩間分室長	内	桶	秀	君
農村整備課長	西	山	政	君
農村整備課長補佐	池	田	猛	君
農村整備課農地整備G長	田	代	泰	君
農村整備課森林整備G長	鯉	淵	賢	君
商工観光課長	岡	井	俊	君
商工観光課長補佐	笹ノ	間		君
商工観光課商工G長	鈴	木	武	君
商工観光課観光G長	山	口	浩	君

出席議会事務局職員

事	務	局	長	鈴	木	健	二
事	務	局	次	長	中	田	明
係			長	山	田	正	巳
主			事	川	野	輪	良
							子

午前10時00分開議

須藤委員長 皆さんおはようございます。

委員の皆さん、そして執行部の方々におかれましては、きのうに引き続きまして大変ご苦労さまでございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席委員は7名であります。本日の欠席委員は西山委員であります。

なお、議長にも出席をいただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

須藤委員長 本日は、消防本部、農業委員会事務局、上下水道部、福祉部、産業経済部所管の一般会計及び特別会計予算並びに企業会計予算の審査を行います。

議案説明のため出席を求めた者は、別紙名簿のとおりであります。

本日の会議の記録は、次長をお願いいたします。

それでは、初めに消防本部所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

消防本部総務課長杉山 豊君。

杉山消防本部総務課長 消防本部総務課の杉山でございます。恐縮ですが、座ったまま説明させていただきます。

消防費予算のご説明を申し上げます。

まず、予算書22ページをお開き願います。

消防にかかわる歳入の主なものとしまして、13款使用料及び手数料の4目消防手数料120万円でございますが、これは危険物製造所等の設置許可等の申請審査手数料でございます。

続きまして、33ページをお開きください。

上から5段目になります。15目消防団ほう償基金繰入金40万9,000円でございますが、これは成績優秀なる消防団員に対し賞を授与する資金としまして繰り入れるものでございます。

続きまして、36ページをお開きください。

4目雑入、2節雑入3億8,202万1,000円のうち、消防にかかわる部分が3,436万8,000円でございます。

その中の主なものでございますが、下から5行目、消防団員退職報償金受入金としまして2,400万円計上してございます。これは1人当たり30万円で、80人分の退職を見込んでございます。

次の37ページ、中段より下になります。高速自動車道救急業務支弁金で1,024万8,000円でございます。これは高速道路において救急業務を実施する市町村に東日本高速道路株式

会社から支払われるものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

上から3段目、6目消防債9,910万円は、防火貯水槽整備事業債で2,200万円、消防団拠点施設等整備事業債としまして1,410万円、消防指令施設整備事業債としまして6,300万円でございます。

続きまして、120ページをお開き願います。

8款消防費の歳出予算についてご説明申し上げます。

1目常備消防費12億1,897万6,000円計上してございます。このうち約94%が人件費でございます。

8節報償費226万2,000円でございます。主なものは、防火水槽の土地使用謝礼でございます。

10節交際費8万円は、消防長交際費でございます。

次の11節需用費でございますが、消耗品費で900万円、これは貸与品、図書を追録、救急救助関係の消耗品費でございます。次の修繕料としまして、これは車両整備等としまして694万1,000円、次の医薬材料費で332万円でございますが、これは救急業務に使われるものでございます。

次の121ページお願いします。13節委託料977万1,000円でございますが、主なものとしましては、施設保守点検委託料としまして157万3,000円、これは消防本部庁舎のエレベーターと空調設備等の保守点検でございます。

その中段にあります清掃委託料でございますが、100万円、これは消防庁舎と受水槽の清掃委託料でございます。

その次の指令装置保守点検委託料としまして460万円でございますが、これは消防緊急通信指令設備が正常な機能を維持するために行うものでございます。

次に、下から2行目でございますが、器具点検保守委託料としまして105万4,000円、これにつきましては心電図や人工呼吸器、除細動器、空気ボンベなどの救急救助資器材の点検委託料でございます。

次に、122ページをお開きください。18節備品購入費353万円、主なものとしましては、救急車積載用の半自動除細動器1台、212万1,000円でございます。あと救急車のバックボード、AEDトレーナー4台などの購入でございます。

次の19節負担金補助及び交付金でございますが、主なものとしましては、中ほどより下にございます救急救命士研修負担金としまして201万円、これは救急救命士1名養成に係る経費でございます。

その次の県立消防学校入校負担金でございますが、254万3,000円、これは新採職員8名分の6カ月にわたる教育に係る負担金と、火災調査など五つの専門科目の入校負担金でございます。

次に、一番下にございます幼少年婦人防火委員会補助金でございますが、これは防火防災知識の啓蒙活動を行う幼少年婦人防火委員会への補助金でございます。

続きまして、2目非常備消防費でございます。8,541万1,000円でございます。

1節報酬1,732万6,000円、これは消防団員報酬でございます。消防団員802名分の年間に支払われる報酬でございます。

続きまして、8節報償費、主なものとしましては、退職消防団員報償金としまして2,400万円、これは退職する消防団員に支払われるもので、先ほど申しました1人30万円で80名分ということで見込み計上してございます。

次に、9節旅費の費用弁償としまして1,793万4,000円でございますが、これは消防団員が火災や訓練などに出動した場合に、出日日当として2,000円をお支払いするものでございます。

11節の主なものとしまして、消耗品で250万円、これにつきましては新入団員の活動服や訓練時の消耗品代などでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金、主なものとしましては、上から4行目、消防賞じゅつ金負担金としまして64万3,000円、これは消防団員が殉職等になった場合に支払われる賞じゅつ金の負担金でございます。

次に、消防団員公務災害共済基金掛金でございますが、152万7,000円、これは消防団員の公務災害補償のための掛金でございます。

次の消防団員退職報償金掛金1,539万9,000円、これは消防団員の退職手当に対する掛金でございます。

次の消防団員福祉共済掛金240万6,000円でございますが、これは消防団員が公務中、公務外でも一定の補償がされるということで、補償の充実を図るために加入してございます。

続きまして、3目消防施設費1億4,997万9,000円でございます。

8節報償費は5万4,000円、これは機械機器置き場などの施設使用謝礼でございます。

11節需用費、消耗品で100万円、これは消防車両関連の消耗品でございます。修繕料としまして476万4,000円は、消防団の名称が変更になりますことから、機械器具置き場と車両の表示名称の変更と置き場などの修繕料を見込んでございます。

続きまして、124ページをお開き願います。13節委託料、監理業務委託料としまして35万円、設計業務委託料としまして31万5,000円、これにつきましては消防団の詰所建設工事に係るものでございます。

15節工事請負費、防火貯水槽設置工事費としまして7基分2,940万円と、消防団の詰所建設工事費1,500万円、これは笠間の17分団の詰所の工事でございます。施設整備工事としまして、岩間地区第1分団のサイレン取り付け工事としまして28万4,000円、指令装置部分更新工事費としまして8,400万円でございます。これにつきましては、現在使用しています消防緊急通信システムは平成10年に設置したものでございまして、部品の調達が難

しいということから、今回システムの部分更新を行うものでございます。

18節備品購入費178万4,000円、これにつきましてはホース46本と発電機5台の購入費でございます。

19節負担金補助及び交付金453万6,000円、これは消火栓設置負担金でございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

須藤委員長 消防本部所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

町田委員。

町田征久委員 最後に消防詰所の負担金1,500万円というのがありましたね。これは旧笠間市ですね。旧岩間町では、詰所の建てかえとか何とか全部消防後援会が負担するんですよ。合併して初めて詰所は市で持つというのがわかったんです。今までは何千円と積み立てをしておいて地区の負担という形になっていた。だから、今度、旧岩間でも詰所を建てる場合には、建てかえは全部市で持つということですよ。そうですね。わかりました。

須藤委員長 横倉委員。

横倉さん委員 今回の消防団詰所工事なんですけど、今回、一つの建物で1,500万円ということでしたけれども、これまで友部でも何カ所か建てかえがありましたけれども、これまでの建物と同程度なんですか。金額で今までと全然違うかなと感じるんですけども、今まで建てたのとは、去年建てたのとはどの辺違うのか、それが1点。

それから、常設消防費ということで、94%が人件費ということなんです。それで、時間外勤務手当が出ているわけですけども、休日に出勤というか、火災とか急な場合は出勤がかなりあると思うんですけど、月に何回、年に何回ぐらい休日出勤の消防署員がいるのか、延べ。お聞かせください。

須藤委員長 米川君。

米川消防本部総務課主査 消防本部総務課米川です。座ったままでご説明させていただきます。

横倉委員の第1点目の詰所の工事費の件についてご説明いたします。

詰所につきましては、これまで友部で建てていたガルバニウム鋼板の詰所と同じものを現在は建てるように計画しております。

工事費につきましては、旧友部時代から考えますと少し高くはなっているんですけど、ことし笠間と友部と1棟ずつ建てました結果を踏まえまして、予算要求をしております。高くなった理由といたしましては、鋼材価格の高騰によるものが大きいと聞いております。それと、地盤調査なども状況によっては必要ということで考えてはいるんですけど、今回は工事費でございますので、先ほど言いましたとおり、主だったものとしては鋼材価格の高騰が一番の要因かと考えております。

以上です。

須藤委員長 杉山 豊君。

杉山消防本部総務課長 ただいま休日勤務のご質問でございますが、消防職員の休日勤務につきましては、年間全部で対象日は20日ぐらいあるんですが、実質年末年始においては休んでいる部分には支払いませんので、おおよそなんですが、17日から18日ということになるかと思います。

現在、これらの休日勤務に対しては、2日あるいは3日程度振りかえを用いるようにして対応しております。それ以上振りかえますと、勤務人員に支障が出るものですから、はっきりした金額的なものは申し上げられませんが、対象日としては17、18日かと思います。

須藤委員長 横倉委員。

横倉さん委員 消防署員の基準については、国の基準から見ると現在は59.8%かと、前のあれで。全国平均は、今、75%ぐらいなんですよね。全国平均75ですけども、茨城は61ぐらいだと思います。

そういう中で、今回私も質問した中では、建物の構造とか火災の状況、いろいろな危険物の問題とかということで、自主的な自治体の裁量でその消防署員の数を定めるような方に改正されたというようなことなんですけれども、こういう点全体的に見るとやはり低いし、大変な仕事をしているわけですから、そういう点では、今度のこの職員の基準についてどのように検討していくのか。

今度も新採8人訓練があるということですけども、全体の職員の基準をどの辺に置いているのか、検討されているのか伺います。

須藤委員長 消防長吉井君。

吉井消防本部消防長 ただいまのご質問ですが、実は消防組織法の中で、国の方は、今から5年間の間に広域消防にしてくださいということでなっております。

茨城県でも、茨城県内を5ブロックに分けて、そして広域消防ということになるかと思いますが、そこらのところちょっと難しいんですが、そうなれば、その事務的な人員を現場の方にあてがうということになれば、おのずと充足率は高まるというようなことになるかと思います。

国の方でも、消防職員を減らさないで、例えば総務とか予防とかそういった事務、あるいは通信指令課も一つになるわけですから、そういった人員を現場の方に回してやるというような計画であります。

以上でございます。

須藤委員長 横倉君。

横倉さん委員 これから広域消防ということで、茨城県を5ブロックに分けるというような方針が国の方から出されているということなんですけど、消防やなんかについては、やはり地理に詳しい人を身近に置くということがすごく大事じゃないかと思うんですよね、

火災でも何でも。

そういう点で、この見直しについても、もう少し地理というか、そういうことを考えてこれから検討させていただきたいなということで、一般住民からしたら、広域消防で事務の合理化はされるということですが、その辺の実際の現場の状況をきちっと消防隊員の方が把握というのがなかなかこれから難しくなるんじゃないかということで、その辺どういうふうを考えているのか伺います。

須藤委員長 消防長。

吉井消防本部消防長 ただいまのご質問ですが、以前は地元からの採用が非常に多かったんです。地元でなければだめだということで、県外から地元に住居を移して受けた者もおるんですが、今の公務員の試験は、全国的にどこからでも応募してもよろしいということになっていますので、今回も何名かは県外からも来ております。

そういった意味で、郷土の地理、水利というのは詳しく覚えているという方はいないと思います。それは地水利によって勉強しまして、いろいろ調査しまして、地理の調査をしまして対応できるのかなと思っております。

以上でございます。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 消防の皆さんには、本当に日ごろ大変ご苦労さまでございます。きのうも火事が岩間でありまして、ちょっと身内なものですから、行って現場でいろいろ話を聞いてきたんですが、消火栓が近くにあったそうです。延ばしたんだけど少し足りなかったんだと。あと一本あればなという話をその消火に当たった人が言っているんですけれども、実は私、地元の消防の後援会なんかもやっております。消火栓を毎年年度別につくってもらうのは非常にありがたいんですけれども、消火栓のところにボックスを置きますよね。ボックスの中に、ホース、破けたホースとか古くなったホース、かたくなったホースなんかをうちの方で最低2本入れて、あと開栓棒入れて、筒先一本入れてやっているわけなんです。正直言って、できれば3本ぐらい私たちも置きたいんですけれども、予算がないんですね、後援会の予算が。後援会は1戸2,000円もらっているんですけれども、賄えないんですよ、正直言います。年間。そのボックスまで回らないんですね。

できれば本部なんかで要らなくなったホースももらえないかなという話が出たりするんですけれども、将来的には、このボックスと器具までの予算化をしてもらえれば、全部とは言いませんが、少しずつ予算化をしてもらえないのかなというのが、実は地元の要望としてあります。

それと、防火水槽もできておりますけれども、看板でございますよね。看板の設置を現役の団員がやりますけれども、看板も、申し込んでも、あつたりなかつたりなんですよ。ですから、老朽化した看板なんかもちょっと危ない部分もあつたりするものですから、その辺も予算化をしてもらえればありがたいなと思っております。

須藤委員長 答弁。

秋山（丈）消防本部消防次長 ただいまの質問ですが、消火栓ボックスにおきましては、年間10基とっております。それで、皆様のご要望どおりにはいかないというところもあるんですが、特に老朽化しているところから交換しております。

なお、標識につきましては、後援会長並びに消防団長からの申請があれば、うちの方で交換するようなこともできますので、よろしくお願ひしたいと思います。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 ボックスと中身なんですよ、高いのは。ボックスは、地元の鉄工所で3万円で作ってもらえるんですよ。それはいいんですが、問題はホースなんです。ホースと筒先なんです。それらの予算をできれば組んでもらいたいですね。

須藤委員長 秋山君。

秋山（丈）消防本部消防次長 今後、消防署の古いものをあげられればよいかなと思います。ホースに関しても、パンクを張りまして設置できればと思います。

須藤委員長 ほかにありませんか。

町田委員。

町田征久委員 前にも聞いたんですが、どこどこ地区で火災発生と。そうすると、どこどこの地区火災発生ということは、火災発生のときに既にどこどこの家が火事ですよというのは、しつこく聞かれて報告しているわけですよ。どこが火事なんですかと言っても、なかなか教えてくれない。これは秘密のことなんでしょうが、私は岩間じゅう38年歩いていましたから、どこが火事といえば、あそこの家なら1軒で類焼はないなど、こう判断できるんですね。それから、どこの道を通っていけばすぐ近くに通れるというのは頭のコンピューターに入っています。

だから、どこどこが火事なんですかという、これは秘密主義なんですか。一つお尋ねします。法律かなんかで、言ってはいけないとか決まっているんですか。

須藤委員長 答弁。

川俣消防本部通信指令課長 通信指令課の川俣です。

ただいまのご質問につきまして、個人の氏名等に関しては、個人情報関係上、テレホンサービスでも流しておりません。ご了承賜りたいと思います。

以上でございます。

須藤委員長 ほかにありませんね。

それでは、質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農業委員会所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けてご説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長町田誠一君。

町田（誠）農業委員会事務局長 農業委員会に関する平成20年度の予算についてご説明をさせていただきます。

まず、歳入からでございます。

27ページをお開きください。

15款の中の4目になります。農林水産業費県補助金としまして2,987万3,000円計上しております。そのうち1節の農業費補助金の中で、真ん中辺に農業委員会交付金がございます。489万1,000円です。これを見込んでおります。これにつきましては、農業委員会事務費関係等の補助金でございます。

続きまして、36ページをお開きください。

諸収入の中の雑入になります。4目2節の雑入の中で、上から11番目ぐらいですかね。農業者年金事務費委託金としまして69万5,000円、また、次の37ページ上から2番目に、農地保有合理化等事業委託金として3万円収入を計上いたしました。これにつきましては、各農業年金支払基金の方及び農林振興公社からの事務を引き継いでおりますので、それに対する委託金でございます。

以上が農業委員会の収入ということでございます。

続きまして、歳出の方についてご説明いたします。

88ページをお願いいたします。

下の方になります。5款農林水産業費の中の1目農業委員会費としまして6,733万3,000円を計上いたしております。

そのうち主なものといたしまして、1節の報酬でございます。これにつきましては、農業委員さんに関する報酬として1,741万2,000円を計上いたしました。

次に、89ページの10節交際費、前年と同額9万円を計上いたしております。

次に、11節需用費の中の印刷製本費に、農業委員会だよりの作成費としまして32万9,000円、13節委託料には、会議録の作成及び選挙人名簿の作成委託として全体で109万5,000円を計上いたしました。

最後になりますけれども、19節負担金補助及び交付金です。これにつきましては、全体で106万1,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、県の農業会議の負担金というのが主なものでございます。

以上です。

須藤委員長 農業委員会所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終わります。

ここで、入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前 10 時 34 分休憩

午前 10 時 37 分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、笠間市公共下水道事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けてご説明をお願いします。

下水道課長伊勢山 正君。

伊勢山（正）下水道課長 お手元の予算書の269ページをお開き願います。

平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ42億779万3,000円と定めるものでございます。

続きまして、飛ばしていただきまして、277ページをお開きいただきたいと思います。

まず、最初に収入の主なものにつきましてご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項、2 項合わせまして8,691万6,000円のうち、主に受益者負担金8,289万6,000円を見込んでおります。

また、2 款使用料及び手数料、278ページにまたがりませんが、1 項、2 項合わせまして4 億5,182万1,000円につきましては、公共下水道使用料4 億5,084万1,000円が主なものとなっております。

続きまして、3 款国庫支出金2 億8,840万円につきましては、公共下水道事業費に対します設計委託、管路工事及び処理場建設工事費等の国庫補助金を計上しております。

4 款県支出金970万円につきましても、管路工事費等の県補助金を計上しております。

6 款繰入金、279ページにまたがりませんが、1 項、2 項合わせまして10億7,245万円、それにつきましては一般会計からの繰入金8 億2,159万4,000円、公共下水道基金からの繰入金2 億5,085万6,000円で、これらにつきましては下水道建設費と公債費等に充てるために計上してございます。

続きまして、市債22億9,690万円につきましては、下水道建設費に充てるための下水道事業債4 億980万円、繰上償還による借換債16億3,200円及び資金不足を補うための資本費平準化債2 億5,510万円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

280ページをお開き願います。

1 款下水道費、1 項下水道総務費、1 目下水道総務費1 億5,396万6,000円についてでございますが、業務担当の標準的な経費のほか、上下水道部事務所の維持管理経費を計上し

てございます。

業務担当の主なものといたしましては、281ページ、13節委託料2,847万円、その主なものにつきましては、下水道使用料の賦課業務を水道課に委託しております経費921万5,000円と、資産債務管理改革によるバランスシートの作成のための資産調査・評価業務経費といたしまして1,752万5,000円でございます。

282ページをお開き願います。27節公課費3,360万2,000円で、その主なものにつきましては、消費税納付見込み額3,351万7,000円を計上してございます。

次に、2目下水道管理費2億7,925万5,000円についてでございますけれども、これにつきましては、管理担当の標準的な経費及び処理施設等の維持管理経費を計上してございます。

その主なものといたしましては、283ページ、11節需用費、光熱水費2,460万円、これにつきましては浄化センター友部の電気料でございます。

13節委託料1億1,627万2,000円の主なものにつきましては、施設管理委託料8,946万円で、二つある浄化センターと中継ポンプ場の維持管理業務経費を計上してございます。

次に、汚泥処理委託料818万5,000円につきましては、汚泥の運搬業務と、しき処分経費を計上しております。また、管路調査委託料574万4,000円につきましては、旭台団地、そして松山南団地の管路調査委託料を計上してございます。そのほか、下水道台帳補正業務委託料1,021万7,000円を計上しております。

15節工事請負費7,000万円につきましては、浄化センター友部の処理施設、攪拌機、汚泥脱水機及びマンホール等の修繕工事費を計上しております。

次に、19節負担金補助及び交付金4,041万3,000円の主なものにつきましては、汚泥処分に伴います那珂久慈汚泥焼却炉施設維持管理負担金4,036万3,000円を計上してございます。続きまして、284ページをお開き願います。

2項1目下水道建設事業費8億533万5,000円の予算内容でございますが、工務担当の標準的な経費及び建設費に関する経費を計上してございます。

その主なものにつきましては、8節報償費496万2,000円、これは受益者負担金前納報奨金を計上してございます。

また、11節需用費、消耗品230万円につきましては、下水道課共通で使用いたしますコピーカウンター料などの事務用消耗品を計上しております。

13節委託料3億3,483万8,000円の主なものにつきましては、285ページ、管渠実施設計等委託料3億3,440万円で、その内容につきましては、管渠設計、再評価業務のほか、昨年債務負担行為を設定いたしまして浄化センター等増設事業を日本下水道事業団に委託してございます経費3億1,500万円を計上してございます。

次に、15節工事請負費3億9,495万円につきましては、笠間地内では下市毛及び石井地区の管路工事を予定しております。友部地内では旭町、平町及び南友部地区の管路工事を

予定しております。岩間市内では参り坂、吉岡、そして東宝ランド地内の管路工事を計上してございます。

22節補償・補填及び賠償金1,821万5,000円につきましては、管路工事に伴います水道管等移設補償費を計上しております。

続きまして、2款公債費、1目元金24億1,822万7,000円につきましては、長期債元金と借換債元金でございます。

また、2目利子5億4,601万円につきましては、長期債利子を計上してございます。

286ページをお開き願いまして、3款予備費500万円につきましては、不測の事態が生じた場合に対処するための経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

須藤委員長 笠間市公共下水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

村上委員。

村上典男委員 ページはちょっと関係ないんですが、オイルトラップというんでしょうかね。台所から排水を流したときに、油やなんかがあるらしいんですが、最近の新しい住宅については、積極的にそれを取りつけてくれる施工主さんや住まいの持ち主とかいるらしいんですけども、8,000何百万円という汚泥の処理費用かかっていますよね。それから、管の中が油やなんかで詰まるんだそうですか、そういうのを少しでも軽減したりする方策の一つとして、各家庭に、オイルトラップといったかな、油を取り除くような装置をつけてもらおうと、すごく軽減されるんだというある専門家の話を聞いたことがあるんですけども、そういうものを、市で予算化しろという話じゃなくて、各家庭に普及させる方策みたいなもの、何かお考えはございますか。

須藤委員長 伊勢山 正君。

伊勢山(正)下水道課長 ただいまのはグリストラップの件だろうと思うんですけども、このグリストラップにつきましては、合併前の旧岩間のときに、グリストラップのちょっと小さいもので、クリーン柵というものを義務づけておりました。

それで、合併前は友部、笠間地区は義務づけはございませんでした。合併に合わせまして、やはり管をきれいにするというのもございまして、クリーン柵を義務づけということをお願いしてございます。今は、そういう形で皆さんにクリーン柵を設置していただいているという状況です。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 そのクリーン柵の設置を義務づけというのは、旧岩間は義務づけていたと。それが笠間市になって、今は義務づけされるようになったという解釈でいいんですか。

伊勢山(正)下水道課長 そのとおりです。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 このことは非常に珍しいケースなんですね。笠間でやってないからほかはやらないというのが、これは逆に変わったわけですよ。笠間、友部でやってなくても、岩間でやっていて、いいことだったら採用されたという、いい事例だと思うんですけども、これはぜひ普及をお願いしたいなと思います。それがやはり予算の低減化につながっていくのかなと思うんですね。ありがとうございました。

須藤委員長 伊勢山 正君。

伊勢山（正）下水道課長 その件でございますけれども、そういった工事をやるのは、排水設備指定工事店というところがやるわけなんですけれども、その工事店を集めまして、その研修を行いまして、その義務づけのお話もしまして、今そういう形で進んでおります。

須藤委員長 ほかにございませんか。

藤枝委員。

藤枝 浩委員 ちょっとお聞きしたいんですが、これ旭町をやると言っていましたよね、工事。それで、旭スタンドから右へ入って行って右側のあたり、あそこには排水溝もなく、合併浄化槽つけても流せないんですよ。いろいろ合併浄化槽の補助金だ何だかんだはあるんだけど、それをやっても今度は流すところがない。

それで、強く要望されてはいるんですが、これ流すところないと、下水道入れてもらわないとしょうがないので、なるべく早く予算化してやるように強く要望しておきます。

須藤委員長 伊勢山 正君。

伊勢山（正）下水道課長 ただいまの旭町の件ですが、委員さん今言われた箇所は、本年度の予定箇所には入っておりませんが、19年度中に設計の方を行いまして、いつでも工事発注できる体制になっておりますので、あとは予算のつきぐあいで調整しながらやっていきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

須藤委員長 ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

次に、笠間市農業集落排水事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

下水道課長伊勢山 正君。

伊勢山（正）下水道課長 それでは、お手元の予算書の297ページをお開きいただきたいと思えます。

平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ4億3,233万円と定めるものでございます。

続きまして、303ページをお開き願います。

まず、最初に歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金335万1,000円につきましては、新規地区を予定しております友部北部地区の分担金でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項、2 項合わせまして4,344万5,000円につきましては、主に市原地区、北川根地区、安居地区、枝折川地区、岩間南部地区の使用料4,331万5,000円を見込んでおります。

3 款県支出金4,736万4,000円につきましては、友部北部地区の全体計画設計の県補助金及び農業集落排水事業債の償還に対します県交付金でございます。

304ページをお開き願います。

4 款繰入金 3 億456万7,000円につきましては、農業集落排水事業及び公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

7 款市債3,360万円につきましては、友部北部地区全体計画設計等に充てるための借入金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

305ページをごらんいただきたいと思います。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水施設管理費、1 目農業集落排水施設管理費 9,494万6,000円についてでございますが、管理担当の標準的な経費及び処理場の維持管理経費を計上してございます。

その主なものといたしましては、11 節需用費、修繕料といたしまして処理施設等の修繕料100万円を計上してございます。

12 節役務費1,683万6,000円で、その主なものにつきましては、郵送料として62万6,000円、さらに各処理場から排出する汚泥くみ取り手数料1,587万円を計上してございます。

13 節委託料5,851万5,000円の主なものといたしましては、施設管理委託料3,787万2,000円で、現在五つある処理場を一括して維持管理委託する経費を計上してございます。

306ページをお開き願います、農業集落排水施設台帳作成委託料1,470万円につきましては、枝折川地区及び岩間南部地区の台帳作成業務委託料を計上してございます。

次に、資産調査・評価業務委託料451万5,000円につきましては、資産債務管理改革によるバランスシート作成のための経費を計上してでございます。

15 節工事請負費630万円につきましては、処理施設等の攪拌機のオーバーホール及びポンプ交換工事費用を計上しております。

27 節公課費330万3,000円につきましては、消費税納付を見込んでございます。

続きまして、2 項農業集落排水施設建設費、1 目農業集落排水事業建設費 1 億1,014万2,000円についてでございますが、工務担当の標準的経費及び施設建設費に関する経費を計上しております。

工務担当の標準的経費といたしましては、307ページをごらんになっていただきまして、

11節需用費、消耗品費119万1,000円につきましては、事務用品等を計上してございます。

13節委託料6,400万円につきましては、20年度から新規地区として事業予定しております友部北部地区の全体計画設計業務委託料でございます。

次に、25節積立金993万7,000円につきましては、農業集落排水事業債の償還に充てるための積立金として計上してございます。

308ページをお開きいただきたいと思います。

2款公債費、1目元金1億4,146万5,000円につきましては、農業集落排水事業長期債元金、また2目利子8,477万7,000円につきましては、長期債利子を計上してございます。

そのほか、3款予備費といたしまして100万円を計上してございます。これは不測の事態が生じた場合の経費でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

須藤委員長 笠間市農業集落排水事業特別会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

なお、11時10分より再開いたします。

午前10時57分休憩

午前11時08分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

町田委員さんが11時45分退席いたしまして、1時までには戻りますということでございますので、よろしく願いいたします。

次に、笠間市笠間水道事業会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

水道課長持丸正美君。

持丸水道課長 水道課の持丸でございます。よろしくお願い申し上げます。座ったまま説明をさせていただきます。

議案第41号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計予算からご説明申し上げます。

345ページを開いていただきたいと思います。

まず、3条の収益収入及び支出でございますが、収入でございます。水道事業収益7億8,636万6,000円でございます。支出が、水道事業費用としまして、同じく7億8,636万6,000円となっております。

4条でございます。資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入4億7,147万1,000円、支出、資本的支出6億7,829万円でございます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額 2 億681万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金の方から補てんするものでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

第5条の継続費でございます。資本的支出の第二次拡張事業費でございます。本年度は2,876万円でございます。

第6条企業債でございます。建設改良費としまして、限度額1,000万円、繰上償還分としまして4億2,810万円となっております。利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

予算の詳細につきましては、予算に関する説明書にてご説明申し上げます。

369ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出の収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、1目の給水収益でございますが、水道料金5億8,092万円でございます。

2目受託工事収益、主な節が、配水補償工事収益としまして2,682万8,000円となっております。

3目のその他営業収益、主な節としまして、加入金1,470万円でございます。

次に、2項営業外収益でございます。3目の他会計補助金でございますが、一般会計補助金としまして1億5,949万2,000円でございます。

4目の雑収益、2節のその他雑収益246万2,000円でございます。下水道料金徴収の委託料でございます。

次に、371ページ、支出の方をお開きいただきたいと思います。

1款水道事業費1項営業費用、1目原水及び浄水費でございます。主な支出としましては、28節受水費3億6,920万2,000円、県水の受水費でございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

2目配水及び給水費でございます。16節委託料882万2,000円、量水器の交換の委託及び漏水調査委託料、施設補修の委託等でございます。

19節修繕費971万9,000円は、給配水管及び量水器補修費でございます。

20節動力費735万8,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

3目受託工事費、16節委託料497万5,000円、33節の補償工事費が2,095万円となっております。

次に、4目の業務費、16節委託料456万7,000円は、主にメーター検針業務委託料でございます。

5目総係費、375ページをお開きいただきたいと思います。16節の委託料650万円は、下水道事業認可申請業務委託料でございます。

次ページをお願いいたします。

6目減価償却、1節の有形固定資産減価償却費1億7,728万9,000円は、建物構築物等の減価償却費でございます。

7目資産減耗費、1節の固定資産除却費245万7,000円でございます。

2項営業外費用でございます。1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息1億929万6,000円でございます。

2目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税は650万円となっております。

378ページをお願いいたします。

2の資本的収入及び支出でございます。

収入の方でございますが、1款資本的収入、1項企業債、1目の企業債で、1節企業債でございますが、4億3,810万円となっております。その内訳としまして、建設改良費1,000万円、繰上償還分4億2,810円でございます。

2項の他会計出資金、1目一般会計出資金、1節一般会計出資金でございますが、1,436万3,000円でございます。

7項1目補償工事負担金、1節補償工事負担金1,800万円は、大橋地内配水管布設に伴う負担金でございます。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費でございまして、2目の施設改良費でございます。主な節としまして、1節工事請負費4,369万8,000円、2節委託料620万円でございます。

次ページをお願いいたします。

2項の企業債償還金、1目企業債償還金、1節企業債償還金5億8,816万5,000円でございます。内訳は、年割償還分が1億5,898万1,000円、繰上償還分4億2,918万4,000円でございます。

4項笠間拡張事業費、2目配水管布設費、1節工事請負費は、大橋地内ほか等の配水管布設に伴うものであります。

2節委託料410万円は、当該工事費の設計委託料でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

須藤委員長 笠間市笠間水道事業会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

西山委員が着席いたしました。

次に、笠間市友部水道事業会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

水道課長持丸正美君。

持丸水道課長 議案第42号 平成20年度笠間市友部水道事業会計予算をご説明申し上げます。

383ページをお開きいただきたいと思います。

第3条でございます。収益的収入及び支出、収入の方でございます。1款の水道事業収益7億3,868万6,000円でございます。支出、1款水道事業費用、同額の7億3,868万6,000円でございます。

4条、資本的収入及び支出でございます。まず、収入の方でございますが、収益的収入でございます。4億3,470万6,000円、支出、資本的支出5億8,989万9,000円でございます。資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億5,519万3,000円につきましては、過年度分損益留保資金で補てんしております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

第5条企業債でございます。建設改良費2,000万円、繰上償還分4億1,420万円が限度額となっております。利率、償還方法につきましては記載のとおりとなっております。

予算の詳細につきましては、予算に関する説明書の407ページからご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金でございます。6億8,528万9,000円でございます。

2目受託工事収益、3節の配水補償工事収益2,011万9,000円でございます。

3目その他営業収益、主な節としまして、1節の加入金2,520万円でございます。

2項営業外収益、4目雑収益、2目その他雑収益550万8,000円は、下水道料金徴収委託料でございます。

409ページをお開きいただきたいと思います。

支出でございます。1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、主な節としまして、16節委託料435万3,000円、19節修繕費350万円、20節動力費4,290万3,000円、28節受水費2億7,806万8,000円でございます。

2目配水及び給付費でございます。次ページをお開きいただきたいと思います。16節委託料672万3,000円は、漏水調査、量水器の交換等の委託料でございます。

19節修繕費1,621万円は、漏水等の修理、配水施設の補修、量水器交換に伴うメーター回り鉛管の布設替えによるものでございます。

次ページをお願いいたします。

4目業務費、16節委託料843万4,000円でございます。メーター検針業務委託料が主なものでございます。

5目総係費、412ページをお開きいただきたいと思います。16節委託料650万円でございますが、上水道事業認可申請業務委託料でございます。

次ページをお願いいたします。

6目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費1億7,018万9,000円は、構築物、建物等の減価償却でございます。

2目資産減耗費、1節固定資産除却費1,000万円でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息5,977万8,000円でございます。

414ページをお願いいたします。

2目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税2,100万円となっております。

415ページでございます。

資本的収入及び支出の収入でございます。

資本的収入、1項企業債、1目企業債、1節企業債で4億3,420万円でございます。内訳は、建設改良費2,000万円、繰上償還分4億1,420万円となっております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、2目の施設改良費、1節工事請負費8,290万4,000円は、平町地内ほか配水管布設費、松山団地内鉛管布設費等となっております。

2節委託料400万円は、上記工事に伴う設計委託料でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、1節企業債償還金5億95万8,000円となっております。内訳でございますが、年割額の分につきまして8,644万7,000円、繰上償還分4億1,451万1,000円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

須藤委員長 笠間市友部水道事業会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

村上委員。

村上典男委員 一個一個、笠間、友部、岩間とやられているんですが、仮に笠間、友部、岩間の比較の話になると最後になるんですけれども、そういう質問でもいいですか、説明者1人なので。

須藤委員長 そうですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

次に、笠間市岩間水道事業会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

水道課長持丸正美君。

持丸水道課長 議案第43号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

417ページをお開きいただきたいと思います。

第3条収益的収入及び支出でございます。収入、1款水道事業収益3億4,515万8,000円、支出、水道事業費用、同額の3億4,515万8,000円でございます。

第4条資本的収入及び支出でございます。収入、1款資本的収入1億342万6,000円、支出、1款資本的支出1億3,671万3,000円ございまして、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額3,328万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金によって補てんをしております。

次ページをお願いいたします。

第5条企業債でございます。建設改良費企業債の限度額6,000万円、繰上償還分4,040万円でございます。利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

予算の詳細につきましては、予算に関する説明書、439ページでご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出、収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金3億2,254万2,000円でございます。

2目受託工事収益、主な節としまして、配水補償工事収益1,262万8,000円は下水道工事に伴うものでございます。

3目その他営業収益、1節加入金777万円となっております。

次に、2項営業外収益でございます。4目雑収益、2節その他雑収益124万5,000円は下水道料金徴収委託料となっております。

441ページをお願いいたします。

支出でございます。1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、主な節としまして、20節の動力費986万円、28節受水費1億3,550万8,000円となっております。

2目配水及び給水費でございます。次ページをお願いいたします。16節委託料471万7,000円、19節修繕費510万6,000円は漏水等の修理でございます。

3目受託工事費でございます。次ページをお願いいたします。主な節としまして、16節委託料250万円、33節補償工事費960万円は下水道工事に伴う配水管の布設替え等によるものでございます。

444ページをお開きいただきたいと思います。

5目総係費の16節委託料650万円は、上水道事業認可申請業務委託料でございます。

次ページ、445ページをお願いいたします。6目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費7,935万2,000円、7目資産減耗費、1節固定資産除却費541万9,000円でございます。

446ページをお願いいたします。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息2,311万1,000円、2目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税700万円となっております。

447ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入の方でございますが、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、1節の企業債1億40万円でございます。内訳は、建設改良費6,000万円、繰上償還分4,040万円でございます。

支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、2目配施設改良費、1節工事請負費6,702万4,000円は、主に、第1、第2東宝ランドほか配水管布設費でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、1節企業債償還金で6,216万円でございます。内訳は、年割額が2,170万7,000円、繰上償還分4,045万3,000円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

須藤委員長 笠間市岩間水道事業会計予算の説明が終わりました。

これで笠間、友部、岩間の水道事業会計が終わりましたので、ここで一括して質疑を受けたいと思います。

村上委員。

村上典男委員 3地区の県水の金額を見ていたんですが、笠間が支出に占める割合が約47%あるんですね。その次友部があって、その次岩間という順番で、総計すると、3地区の水道の総支出額が18億7,000万円に対して、県の水を買うためのお金が7億8,200万円、約41.8%使っているわけですね。ざっと計算しただけですけれども。

それで、水道料の均一化の問題がたしかまだあったかと思うんですけれども、この県水というのは買わなきゃだめなんですか。もしくは、県水を当てにしない限りは、水の確保というのは不可能なんですか。

須藤委員長 持丸正美君。

持丸水道課長 ただいまの村上委員さんの質問でございますが、笠間水道事業の方で申し上げますと、笠間の地形と申しますか、地質によりまして、地下水がなかなか掘っても出ないとか、そういうこともありまして、どうしても県水に頼らざるを得ないという形で、笠間水道事業会計については、県水の方の占める割合が友部、岩間等から比べれば上がっているということになっております。

笠間につきましては、県水が9割、地下水が1割、友部につきましては、県水が35の65が地下水、岩間については50、50という形になっております。

そのような関係から、笠間等については若干水道料金について割高になっているという形になっております。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 掘削する方とちょっと話をしたことがあるんですが、出るまで掘れば出るんだそうです、笠間も。笠間は、出るまで掘ると、友部、岩間よりも物すごくいい水が出るところがたくさんあると言うんですね。

私、正直聞きたいのは、県水はおつき合いで買わなきゃならないものなのかどうかということも一つあるんですけれども、やはり自分たちが飲む水ですから、地産地消とまでは

言いませんけれども、できる限り地場の水を確保するように私はしてほしいなと思うんですね。

すぐには無理かと思えますけれども、専門的な技術者と協議をした上で、今初めて知りましたけれども、笠間は10%しか地場の水を使っていないということですのでけれども、これはやはり改善していく余地があるんじゃないのかなと思うんですね。できるだけその技術者の意見等も聞いて私はやるべきかなと思います。

須藤委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

次に、笠間市工業用水道事業会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

水道課長持丸正美君。

持丸水道課長 議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計の予算をご説明申し上げます。

449ページをお開きいただきたいと思います。

第3条でございます。収益的収入及び支出、収入でございます。1款工業用水道事業収益3,647万7,000円、支出の方でございます。1款工業用水道事業費用、同額の3,647万7,000円となっております。

詳細につきましては、予算に関する説明書の方でご説明を申し上げます。

467ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出、収入でございます。1款工業用水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金3,610万6,000円でございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

支出でございます。1款工業用水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄配水費、19節修繕費418万4,000円は、浄配水施設修繕費でございます。20節動力費531万5,000円となっております。

次ページをお願いいたします。

3目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費1,370万7,000円は、構築物、機械及び装置、建物等の減価償却でございます。

2項営業外費用でございます。1目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税140万円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

須藤委員長 笠間市工業用水道事業会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

以上で、上下水道部関係各課の審査を終わります。大変ご苦労さまでした。

ここで、入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前 11 時 38 分休憩

午前 11 時 41 分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

町田委員が退席されました。

次に、福祉部社会福祉課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

社会福祉課長岡野正三。

岡野（正）社会福祉課長 社会福祉課所管についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、19ページお開き願います。

12款 1 項 2 目民生費負担金 2 億3,707万4,000円のうち、1 節の障害福祉費負担金298万3,000円でございます。障害者の個人負担金でございまして、心身障害者扶養共済掛金の負担金でございます。

次に、23ページをお開き願います。

14款 1 項 1 目民生費国庫負担金、2 節の障害福祉費負担金 3 億1,692万3,000円でございますが、主なものにつきましては、特別障害者手当等給付費負担金、4 分の 3 の補助率で 1,497万9,000円でございます。

次に、障害者自立支援給付費負担金、2 分の 1 の補助でございまして 2 億8,044万4,000円でございます。

同じく 4 節でございますが、生活保護費負担金でございます。6 億5,385万6,000円でございます。生活保護費の負担金でございまして、国の方から 4 分の 3 の負担でございます。

次ページをお願いいたします。

2 項 2 目の民生費国庫補助金でございます。1 節の障害福祉費補助金2,339万9,000円でございますが、主なものは、障害者地域生活支援事業費補助金、自立支援法に基づくものでございます。2 分の 1 の2,110万1,000円でございます。

同じく通所サービス利用促進事業補助金でございまして、昨年度から制度化されまして、2 分の 1 の補助で160万8,000円でございます。

3 節の生活保護費負担金98万8,000円でございます。

ページを返していただきまして、26ページお開き願います。

15款 1 項 1 目民生費県負担金でございます。一つ目としまして、1 節の社会福祉費負担金、2 行目の行旅死亡人取扱費負担金でございます。53万6,000円でございます。

それと、2 節の障害福祉費負担金 1 億5,097万2,000円でございます。障害者自立支援給

付費負担金、4分の1でございますが、1億4,022万2,000円と、身体障害者更生医療給付費負担金、4分の1で1,075万円でございます。

4節の生活保護費負担金3,172万5,000円でございます。

次に、2項2目の民生費県補助金でございます。一つ目の1節社会福祉費補助金222万8,000円、2節の障害福祉費補助金1,293万8,000円でございます。主なものは、自立支援法の関係で、3行目の障害者地域生活支援事業費補助金、4分の1の1,055万円でございます。

次に、28ページをお開き願います。

6目の土木費県補助金、3節の住宅費補助金でございますが、3万円ほどございますが、社会福祉課所管の補助金でございます。

29ページの中ごろに、3項2目の民生費委託金でございます。1節の社会福祉費委託金3万1,000円と2節の障害福祉費委託金351万円につきましては、心身障害者扶養共済年金の委託金でございます。

次に、30ページをお開き願います。

16款1項2目の利子及び配当金の関係でございます。中ごろに、上から11行目に、地域福祉基金利子、それと福祉更生事業基金利子がございますが、それらの基金がございまして、それらの運用利子を計上してございます。

次に、31ページの17款1項2目民生費寄附金、1節の社会福祉事業寄附金2,000万円でございますが、地域福祉センター改修費の指定寄附金でございます。

次に、34ページをお開き願います。

20款3項1目地域改善対策住宅新築資金貸付金等元利収入でございます。305万9,000円でございます。それぞれごらんとおりでございます。

38ページをお開き願います。

雑入でございますが、上から4行目が社会福祉協議会借地料負担金ということで、社会福祉協議会から笠間支所の分の借地料83万3,000円、約3,252平米ほどの土地の借地料等でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

64ページをお開き願います。

民生費でございますが、3款1項1目社会福祉総務費でございます。15億8,425万9,000円のうち、28節の繰出金を除いた4億4,406万8,000円が社会福祉課の分でございます。社会福祉費に係る民生委員、児童委員、社会福祉協議会等の費用に要する経費を計上してございます。

主なものにつきましては、次ページの13節委託料でございます。4,566万4,000円でございますが、1番目の地域ケアシステム推進事業委託料1,979万円でございます。

次に、地域福祉センター管理業務委託料、友部社会福祉会館の関係でございますが、

2,416万4,000円、それに戦没者追悼式委託料としまして130万円を計上してございます。

次に、19節負担金補助及び交付金7,908万8,000円でございますが、中ごろにいきまして、社会福祉協議会の補助金6,300万円、二つ飛びまして、民生委員児童委員協議会補助金1,208万円でございます。

ページを返していただきまして、2目障害者福祉費でございます。7億3,830万9,000円でございます。身体障害者、知的障害者、精神障害者の費用等と、21年度から権限移譲によります身体障害者手帳の交付に基づく準備等の費用を計上してございます。主なものにつきましては、13節の委託料で6,551万6,000円でございます。下から3行目の地域活動支援センター委託料5,544万2,000円でございます。

ページを返していただきまして、20節の扶助費でございます。6億6,012万2,000円でございます。主なものにつきましては、特別障害者手当給付金1,997万3,000円、それと障害更生医療給付費4,300万円、これは心臓手術、あるいは人工透析等への給付費でございます。次ページ、下の2番目でございますが、障害者自立支援給付費5億6,088万9,000円でございます。こちらの方で一本になりましたので、大きな金額となっております。一番下の障害者地域生活支援事業費1,857万4,000円につきましては、身体障害者の日常用具給付費の扶助でございます。

次に、72ページをお開き願います。

7目の社会福祉施設費6,454万8,000円でございますが、13節委託料、福祉センターいわま1,054万6,000円と、いこいの家はなさか2,955万円の管理運営委託料でございます。また、今年度は、地域福祉センターの改修工事に伴う設計監理料を計上させていただいております。

15節の工事請負費1,753万9,000円ですが、福祉センターいわまの給湯配管工事403万9,000円と地域福祉センター改修工事費1,350万円でございます。

18節の備品購入費の500万円につきましては、地域福祉センターの改修に伴う備品購入の経費でございます。

8目の人権・同和対策費452万円でございますが、人権思想啓発とか、人権に対する団体等への経費でございます。

次に、79ページをお開き願います。

3項1目生活保護総務費でございます。6,237万9,000円でございます。生活保護に係る人件費等でございます。

ページを返していただきまして、80ページの2目の扶助費でございます。8億7,417万6,000円でございます。生活保護の8種類の扶助費でございます。それらの費用等でございます。

4項1目の災害救助費50万円でございますが、災害見舞金としまして、住宅の全壊、あるいは半壊、流失等々の被害が起きたときの見舞金でございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

須藤委員長 社会福祉課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

西山 猛委員 謝礼の部分で、67ページの2目8節、成年後見人の謝礼、これの内訳ちよっと教えていただきたい。

それから、73ページで、8目8節の謝礼が三つですか、講師謝礼はいいとしても、弁護士謝礼、その件。

それから、回数に限りがありますので、工事請負費でありました福祉センターいわまの給湯配管工事ですか、老朽化ということだと思うんですけども、その辺の今現在の事情。配管がだめということは、いろいろほかにもということになってくると思うんですが、その辺のところ。

それから、自立支援法、これについて一部福祉の切り捨てじゃないかという世論があるんですが、自立支援法に基づく支援について、効果、それを教えていただきたいということです。

以上。

須藤委員長 岡野正三君。

岡野（正）社会福祉課長 まず、1点の67ページの成年後見人謝礼でございます。この制度につきましては、判断能力がない方について、兄弟、親類関係がないというような方に対しまして成年後見人制度ができてございます。それに伴いまして、裁判所の方に申請をいたしまして、弁護士さん、あるいは司法書士等が後見人になることになっております。そのような中で、経費として月3万円程度の12カ月分を計上してございます。

それと、73ページの講師謝礼ですが、この金額につきましては、職員研修等の謝礼で5万円を計上してございます。

それと、弁護士謝礼、これにつきまして12万円を計上してございます。その弁護士謝礼につきましては、友部地区で人権相談業務をやってございます。月に一度で、午後に弁護士さんに来ていただいて、市民の方の困りごと等について相談を受けていただいております。それ以外に、人権相談員が一日市民の相談にも応じているということでございます。笠間、岩間については人権相談員がやっております、弁護士さんが対応しているのは友部で対応しております。それと、弁護士さんの1回の費用が2万円、6回分で計上しております。

それと、岩間の配管工事のご質問だと思いますが、配管工事につきましては、愛宕山の中腹の部分なんです、浴槽の部分が2カ所に分かれておりまして、その1カ所の部分の給湯関係が壊れてしまって、今使えない状態でございます。その部分を修繕するというとで計上させていただいております。

それと、自立支援法の中で効果がどうかということだと思うんですが、その該当者の方々につきましては、自立支援法に基づきましていろいろ選択できる部分がございます、旧と違いまして。その選択、自分で選んでサービスを受けられるというようなことが、一番の効果かなと思っております。

須藤委員長 質疑の途中でありますけれども、ここで暫時休憩をいたします。

午後1時から再開いたします。

西山委員、午後からまた質問してください。

午後零時02分休憩

午後1時00分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山委員。

西山 猛委員 まず、成年後見人に謝礼ということで、弁護士及び司法書士に依頼していると。これは顧問的要素があるわけですよ、月3万円掛ける12ということで36万円ですね。これは特定者になるんでしょうよね。司法書士と弁護士ということで、特定の。その適用、要するにお願いすることがなくても、顧問的に継続的に36万円、月3万円の12カ月ということをお願いしているということですね。

次に、弁護士謝礼ということですが、これは報酬ではないというのは、どの点で謝礼なんでしょうね。報酬に値するのではないかなと思うんですが、謝礼金ということで、ちょっと疑問があるので、その辺もう一度。

それから、福祉センターいわまの件なんですが、水道のということでお話がありましたけれども、老朽化だと思うんですね。1点、現在、この施設については建築後かなりの年数がたっていると思うんですね。しかし、途中で介護保険制度が施行されたときに、県よりの補助金で改修工事をしているんですね。100分の100の補助金で、たしかしていると思うんですよ。その際、外装、内装の一部だと思うんですが、実はここは介護保険の事務の拠点ということで、旧岩間町時代には、今の支所の隣の保健センター内部と愛宕山の二の鳥居付近の福祉センターの中に、2カ所に事務局を置くような形になってしまったんですね。

それは、県の補助金の性質上、既存の公共施設を直せば100分の100の補助金を出すよという根拠に基づいて、適当な場所とは言えなかったけれども施設としてはということだったんですが、この施設の見直し、例えば廃止とか、施設そのものの。老朽化が進んでいるのは明らかですから、廃止。当然、それにかわるものを考えなくちゃいけないと思うんですが、まずボランティアの拠点としては、山の中腹にあるというのは余りふさわしくないと思うんですね。その辺も含めて、今回配管ということですが、今後起こり得るだろう補修、修繕の予算なんかを考えた場合に、現在の施設を何とか考え方があるのか。ま

た、そこには県の方の縛りがあってだめなのか、お聞きします。

須藤委員長 岡野正三君。

岡野（正）社会福祉課長 まず、1点の成年後見人の報酬、報償費の部分でございますが、報酬ではないかというご質問だと思います。弁護士の謝礼ということで、73ページの方に入っております。弁護士さんに2万円で6回分ということでお願いしているわけなんです、これにつきましては非常勤特別職の条項の中に入っておりませんので、報償費としてお支払いをしているという状況でございます。

それと、いわまの配管工事に絡んだ部分でございますが、確かに西山委員さんがおっしゃられたように、配管工事については、老朽化ということで今回の予算に計上させていただいております。それと、介護の部分で、何年か前ですか、外部の塗装工事をやった経緯があります。

それで、現在使用していたわけでございますが、そのまま今後社会福祉協議会の方にボランティアの部分で介護施設として活用しているということで、庁舎のわきの部分と上の部分と両方でやっているというのが、介護と社会福祉協議会の方で利用しているという状況でございます、上の方につきましては、愛宕山の方につきましては、介護の方で主に使用させていただいております。

今後につきましても、いわまの配管工事をすることによって、より多くの利用者をしていただくということで、そのまま継続して利用していただきたいという考え方で、今のところは考えてはおりません。

また、ボランティアにつきましては、岩間の庁舎の方にボランティアの拠点をつくるということでございますので、今のところは、介護につきましては現在の介護施設の方で活用していただくというような考えでございます。

西山 猛委員 後見人は。

岡野（正）社会福祉課長 これは裁判所の方で確定した時点で特定されてございます。その後見人にするまでの謝礼ですかね、報償費として、月3万円の12カ月分を計上させていただいているという状況でございます。

須藤委員長 西山委員。

西山 猛委員 今の説明では正常な予算の執行とは思えないんですよ。先ほど聞いているのは、月3万円というのは顧問料なのかと。A弁護士、B司法書士と例えばいたとします。これが笠間市で管轄する中で、後見人制度を必要とする、当然天涯孤独の人ですよ。そういう方の場合にお願いするんだけど、決定はもちろん家庭裁判所ですよ。ただ、決定する前にこちらでエントリーするわけですね、この人をお願いしたいと。それが裁判所が妥当だとすれば、後見人制度に基づいて特定するわけですよ。ですから、その都度、この弁護士さん、この司法書士さんということじゃないと思うんですよ。そうすると、継続的に月3万円ずつ12カ月、36万円謝礼としてあるとして、その払い先が決まるわけでし

よう。決まってなくちゃおかしいでしょう。そうすると、後見人制度の扱いが年間通してない場合、ただ顧問料という形だと思っんですよ、そうなった場合。それは妥当な支出なのかということをおっしゃっているんですよ。

要するに、こういうことがあった場合に、この人とこの人が笠間市でお願いしている後見人制度に基づく弁護士であり司法書士なんだということであれば、その都度、今回お願いしますということで、その際に謝礼というものが発生するのはわかりますけれども、いないのに毎月3万円を支払っている支払い先というのも特定されていませんし、その辺はどうなのかということをお聞いているんですよ。

それと、岩間の福祉センターの件、私が言っているのは、老朽化が進んでいるのは事実でしょう。そうすると、今言っている、本来、皆様方福祉の第一線にいる人が、山の中腹にそういう拠点があること自体が不自然だと思っんですよ。福祉というのは、多くのボランティア、もちろん携わる人そのものがボランティア精神じゃなくちゃいけないと思っんですよ。これを金に換算したり、物に換算したらやっていけないことはいっぱいあると思っんですよ。そうしましたところ、本当のボランティアの人たちが、じゃあお手伝いしようといって自転車で行こうとしてもなかなか行けない。要するに、私が言っているのは、交通の利便性だとか、そういう実務の問題を、あの今の場所でふさわしいかどうか。

ですから、この際機構改革だとかいろいろなことが出てくるわけですから、まして支所の利活用にも含まれている部分もあったりするわけですよ。そういう意味の中で、老朽化も進んでいるから、その施設をどのように扱うかということをお聞いているんですよ。そういう考えがあるかどうか。

須藤委員長 岡野正三君。

岡野（正）社会福祉課長 今回の成年後見人の件でございますが、これについては、弁護士さんが決定がされたときに支払うということで、顧問料として支払うわけではございません。そういう判断のつかない方がいた場合に、うちの方に申請がございまして、それを裁判所の方に登録するというので、これにつきましては弁護士さんが決定した時点で支払うような形がございまして、これは後見人の1人分ということで、顧問料ではございません。

これにつきましては、まだ。

須藤委員長 暫時休憩いたします。

午後1時12分休憩

午後1時12分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡野正三君。

岡野（正）社会福祉課長 現在、昨年成年後見人に確定された方が1名ございます。そ

の方の方でございます、今の後見人の謝礼ですが、これにつきましては1名分でございます。

須藤委員長 暫時休憩いたします。

午後1時13分休憩

午後1時21分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

横倉委員。

横倉さん委員 一つは、80ページの扶助費です。8億7,180万9,000円ということで、8種類の生活保護費ということで、その8種類を教えてください。

それから、ページは見つからないんですが、障害者に対する自立支援法に基づいて、4分の1とか2分の1とか補助を出しているという説明がされたと思うんですが、その関係で、一昨年ですか、障害者自立支援法ができて、障害のサービスを受けている方、今までは所得に応じてだったんですが、受けるサービスによって1割自己負担というのが導入されましたよね。言葉は障害者自立支援法と言っていますが、この1割負担が、障害が重ければ重いほど負担が重くて、なかなか行きたくも行けない人も出てきている。

それと、市長の施政方針の中でも出ているんですか、障害者、利用者がみずからサービスを選んで契約により利用が図られて、地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指すということは、それはそれでいいんですが、今、障害者自立支援法の中で、今まで1カ月行けば施設の方が施設費用として障害者が何人いれば何人というふうになっていたんですけれども、通所した日しか報酬が出ないということで、施設の経営も物すごく大変になっているんですね。そういう中で施設がどんどん大変になってきたら、障害者が行く場がない、そういう問題も出てきたと思うんですよ。

その辺で、この障害者自立支援法の1割負担というのは、とんでもない中身だと思うんですよ。自立を阻害するものではないかと思うんですが、そういう声がすごく、4分の1とか2分の1負担の補助が出たのかどうか、その辺の確認なんです、一つは。

1割負担はそのままなのでしょうか。一つは、その1割負担がそのまま同じか。施設に対する通所日数によって、1カ月じゃなくて日にち、日数によって支払われる、その仕組みがどうなのかと。

あとは、さっきの8種類の中身で、それぞれの種類でどれだけの人数でどれだけ払われているか、お願いします。

須藤委員長 岡野正三君。

岡野(正)社会福祉課長 まず、生活保護の8種類の部分でご説明させていただきます。一つは生活扶助、それと住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類でございます。

それと、自立支援法の1割負担でございますが、現在も1割負担で変わりはありません。

それと、先ほど出ています身体障害者であれば入所、通所、授産等々ございますし、知的障害者につきましても同じように入所、通所とございます。これらについても、1割負担は変わりございません。

以上です。

須藤委員長 横倉委員。

横倉きん委員 施設の方の通所日数はそのままでしょうか、最初に質問したのがちょっとないんですけれども。

それで、自立支援法が1割負担というのが今も同じですよ。そういう声は、これとんでもないというか、なくしてほしい、負担を軽くしてほしい、それじゃないと通所させたくても、負担が重いので家に引きこもり、家に置いておくほかないということやっている声も前聞かれていたんですが、そういう実態は、今きちっと把握しているんでしょうかね。これは本人同士の契約なので、施設に払うお金やなんかは1割負担ということで、市の方からもその施設利用した場合に補助が出ているんだと思うんですけれども、その辺の経費についてはどうなんでしょうか。

須藤委員長 横倉委員さん、もう少し簡単明瞭に質疑をお願いします。

岡野正三君。

岡野（正）社会福祉課長 日数につきましては、やはり1割負担は変わりございません。もう一つは、費用負担でございますが、国の方で2分の1、県で4分の1、市で4分の1ということで、市の方でも自立支援法の補助をしてございます。

以上でございます。

須藤委員長 ほかにありますか。

村上委員。

村上典男委員 68ページの20節の難病患者見舞金給付費864万円、これに認定している人数、それが1点目です。

それと、いこいの家運営委託料2,955万円、これの利用者数の最近の状況、それから利用者の内訳、わかれば結構ですが、町外、町内。それと、中に飲食のレストランがあったかと思うんですが、これらの経営の状況なんかをおわかりになればお願いします。

それと、総括的に、これはほかのやつも含むんですが、今ざっと、部長、民生費というのは68億3,000何百万円なんですね、概算で。25.5%、約8万3,000人の市民で計算すると、約2万1,000人分の税金がここにあてがわれているんですよ。ことしはこういう状況ですけれども、今後10年間ぐらいの予測をどういうふうにお考えになっているのか。

先ほども雑談の中で話が出たんですが、民生費の内訳を見ると、切りがないんですよ、正直言いまして。その辺のお考えも含めて、ちょっとお願いをしたいなと思います。

須藤委員長 岡野正三君。

岡野（正）社会福祉課長 村上委員さんのご質問にお答えします。

まず、1点の難病見舞金でございますが、240名おります。約50種の難病の種類あるんですが、その中で240名の方に支給する予定でございます。

それと、はなさかの方の利用者数でございますが、年間通しまして8万4,000人前後でございます。

もう1点の食堂の売り上げのご質問かと思うんですが、社会福祉協議会の方では、食堂に対しましては、家賃として、借地料ですか、それでいただいておりますので、売り上げについてはわからない部分がございます。その家賃としましては、19年度月7万円でいただいているということでございます。

以上でございます。

須藤委員長 保坂悦男君。

保坂福祉部長 村上委員のご質問にお答えを申し上げます。

ご指摘のように、民生費につきましては、一般会計の予算の中でも、約4分の1、25%近くを占めてございまして、大変大きな予算ということになってございます。これにつきましては、旧笠間、旧岩間、旧友部それぞれあるんですけれども、旧笠間時代にもそのような傾向で、大変高い状況がございます。これから少子高齢化が大変進んでまいりますし、また団塊の世代の大量退職ということで高齢化がどんどん進んでまいりますので、この傾向については大変右肩上がりが予想されるんじゃないかと考えてございます。

国の方でもいろいろと考えているようでございますけれども、現在の中では、そういう少子高齢化が進みますので、民生費の占める予算の割合については右肩上がりになるのではないかと考えております。

また、その中でも特に児童福祉関係、あるいは介護保険関係、高齢福祉関係にそれぞれ占める割合も多くなっておりますので、何分にもその辺については、特に生活保護関係につきましても新聞報道でいろいろ指摘されておりますので、その基準にのっとなってこれからの民生行政進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 ありがとうございます。

先ほどの難病はわかりました。

いこいの家の方は、家賃7万円はわかりましたけれども、やはりそのお店の経営状況も、一応店子ですからね、あくまでも。

私は、よくイオングループをテロリストと表現しますけれども、家賃さえもらえばいいんだという考えではいけないと思うんですよ。せっかく店子として入ってくれたお店であれば、そこがちゃんと経営が順調にいつているのかどうか、その辺のところも本当は見

いただきたいなという気がしますね。これは要望です。

それと、部長、もう1点なんです、今のお話を聞きますと、非常に寒けがするんですね。鳥肌が立ちます。これが仮に35%、40%近くまではね上がっていったときに、もうどうにもならないという状況じゃないですか。結局、民生費の68億円で受ける受益者の数と納税者の数と、そのほかの土木費や教育費ありますけれども、そういうもので受ける受益者の割合を勘案していったときに、民生費が当然ほかを圧迫していく。要するに、いろいろな生活インフラなんかの部分も圧迫していくという状況が予想されると思うんですね。

そういう中で、これから先の予算組みですけれども、きのうもちょっと言いましたけれども、少子高齢化と言うけれども、子供を産みやすい環境を、働きやすい環境を、収入得やすい環境をあわせて進めていかないと、本当にぐあい悪くなっていくと思うんですよ。ですから、この民生費が25%をさらに超えていくというのは、議会としても本当に慎重にいかなきゃならないのかなと思います。

以上です。

須藤委員長 保坂悦男君。

保坂福祉部長 村上委員の再度のご質問にお答えいたします。

民生費が大変多くなっているということで、制度的には、国の制度、県の制度それぞれにのっとってやっているわけなんです、特に高齢化率も22%強と達しておりますので、少子高齢化も今年度の予算で大分力を入れて、活性化を図って支える人を多くしようということやっておりまして、極力その辺の将来に向けて、不安のないというか、危惧されないような福祉行政をやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

須藤委員長 小磯委員。

小磯節子委員 1点だけ聞きたいと思ひます。

68ページですけれども、障害者更生医療給付金、人工透析をやっている方のというふうに聞いたんですけれども、私の聞き違いかどうか。笠間市になってどのぐらい人工透析、岩間の時代はちょっと聞いたことはあるんですけれども、わかりますか。

須藤委員長 岡野正三君。

岡野（正）社会福祉課長 現在、人工透析については10名を見込んでおります。

須藤委員長 小磯委員。

小磯節子委員 言い方がまずかったのかな。何人ぐらい人工透析をやっているのかなと、現在笠間市で。

須藤委員長 岡野正三君。

岡野（正）社会福祉課長 10名です。

須藤委員長 小磯委員。

小磯節子委員 そんなものなんですか。随分いいですね。いなくて結構なんですけれども。

須藤委員長 岡野正三君。

岡野（正）社会福祉課長 この障害者更生医療給付金としましては、障害者の方で人工透析をしている方なものですから、10名ということでございます。

須藤委員長 小磯委員。

小磯節子委員 わかりました。一般の皆さんのように私は、ごめんなさい、わかりました。

須藤委員長 ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども福祉課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明願います。

子ども福祉課長大月英明君。

大月（英）子ども福祉課長 それでは、子ども福祉課の予算の説明をいたします。

歳入につきまして、20ページをお開き願いたいと思います。

児童福祉費負担金でございます。金額としまして2億1,901万3,000円でございます。これにつきましては、主なものとしまして、保育所の入所児童保護者負担金、いわゆる保育料の現年分1億8,426万8,000円、同じく過年度分450万円、その下で児童クラブの保護者負担金、現年度分2,910万円と過年度分100万円でございます。

次に、23ページをお開き願いたいと思います。

国庫支出金、民生費国庫負担金の1項国庫負担金でございまして、児童福祉費負担金でございます。これは児童手当によるものでございまして、1億956万円から下段まで、児童手当による収入でございます。その下、児童扶養手当としまして1億1,033万3,000円が児童手当の収入でございます。その下、母子生活支援施設入所措置費負担金としまして45万円から見えております。その下、保育所運営費負担金、民間保育所の運営費による負担金でございまして、1億5,173万4,000円でございます。

次に、24ページをめくっていただきたいと思います。

国庫補助金、児童福祉費補助金でございます。1,619万2,000円でございます。次世代育成支援対策ソフト交付金、これは民間保育所の事業の補助でございます。市の行動計画

に定められている子育て支援に関する事業でございます。

次に、26ページを開いていただきます。

県支出金、県負担金でございます。3節児童福祉費負担金でございます。県の収入でございます。児童手当によるものでございます。その下、母子生活支援施設入所措置負担金22万5,000円、その下、保育所運営費負担金、民間保育所による運営費の県の負担金でございます。7,586万7,000円ほど収入しております。

その下、2項県補助金で、27ページに移ってまいります。5節の児童福祉費補助金で4,732万2,000円、この内訳としまして、子育てサポート設置事業費補助金、民間の保育所、保育園に対する補助でございます。あと保育サービス支援事業費補助金、これも民間の施設の補助でございます。その下、特別保育事業補助金740万1,000円、これも民間保育園に対する補助金でございます。その下、放課後児童健全育成事業補助金、これは児童クラブに対する県からの収入でございます。2,364万2,000円でございます。その下、児童厚生施設等設備費補助金、これは今度南小児童クラブ建設にかかわる補助でございます。833万2,000円ほど補助金を受けることになっております。

次に、29ページでございます。

民生費委託金、3節の児童福祉費委託金、これは母子・寡婦福祉資金貸付事務処理の交付金で1,000円ほど上げております。

次に、30ページで、真ん中辺に、岩間地区の福祉振興基金の利子として16万1,000円ほど歳入しております。

次に、33ページでございます。岩間地区福祉振興基金の繰入金587万7,000円で、今回の岩間支所の改良に伴う工事費及び備品購入費に伴うものでございます。

34ページをお開き願いたいと思います。

3項の貸付金元利収入で、母子小口貸付金元金収入として10万円ほど収入しております。

35ページで、受託事業収入、民生費受託事業収入、保育所広域入所の受託事業収入で、他の市町村より保育所に預かった児童分の312万円でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

74ページをお開き願います。

3款民生費、2項児童福祉費でございます。報酬でございます。311万4,000円、家庭児童相談員の報酬が主なものでございまして、現在2名ほどおりますが、1名増員しての報酬ほかでございます。

その下、7節の賃金でございます。6,621万5,000円、これは児童クラブの指導員に対する臨時の賃金でございます。

その下、11節需用費の中で印刷製本費107万7,000円ございますが、これは今年度新たな事業としまして、子育てハンドブック、パンフレット類ですね。その作成を考えているところでございまして、8,000冊ほどの予算を見ております。84万円ほど見ております。

13節の委託料1,323万6,000円については、警備委託料で岩間三小の児童クラブの警備委託、そのほか76ページで電算業務委託料でございます。その下に、設計業務委託料263万6,000円ございますが、これは今年度建設します南小児童クラブの設計に関する業務委託の費用でございます。その下、児童クラブ運営業務委託917万5,000円ありますが、今回、笠間小児童クラブの業務委託を行いました。プロポーザル方式による企画提案方式で選考いたしましたして、委員9名による選考を行いました結果、NPOの笠間学童保育の会に決定したということで、その委託料が917万5,000円でございます。

15節の工事請負費3,200万円でございますが、児童クラブ施設の整備工事費3,200万円ございまして、先ほどの南小児童クラブの建設事業ということで、おおむね56坪ぐらいを考えておるところでございます。それに伴う工事費でございます。

その下の備品購入費は、岩間支所内の子育て支援拠点事業に関する備品の購入でございます。

19節負担金補助及び交付金5億7,186万4,000円でございます。この中で、保育所入所負担金5億850万円、民間の保育園の5億850万円、そのほか水道加入負担金で南小児童クラブで21万円ほどの加入金が発生します。その下で、次世代育成支援対策事業補助金、これは民間保育所にかかわってくる事業でございます。3,238万5,000円ほどの補助金でございます。その下の特別保育事業補助金、1,110万3,000円も、民間の保育園に対する補助でございます。保育サービス支援事業補助金、これも民間保育所に対する補助でございます。1,559万4,000円ほどになっております。その下、放課後児童クラブ運営補助、これは児童クラブのNPOともべに関する運営補助で、昨年9月に補正したときからスタートしまして、405万4,000円年間で補助するものでございます。基準額としまして240万8,000円、障害児受け入れが68万7,000円、あと超過日数等による支払い関係でございます。

扶助費につきましては、母子生活支援施設入所措置で90万円ほど見ております。

その下、児童手当費でございます。児童手当の扶助費でございます。5億9,881万5,000円を支払っております。

その下、3目の母子福祉費でございます。主なものとしましては、20節の扶助費で3億3,100万円、児童扶養手当609名ほどの支出でございます。

その下、4目の保育所費でございますが、公立保育所の4カ所分に関する費用でございます。報酬といたしまして、内科医の報酬、歯科医の報酬等でございます。賃金としましては、保育所の臨時賃金25名ほどを見ております。

次の78ページをめぐっていただきまして、11節需用費の中で、大きなものとしては賄材料費2,960万6,000円でございます。あとは役務費でございます。あと委託料、施設の管理関係の委託351万2,000円でございます。使用料につきましては、コピー使用料等でございます。負担金補助及び交付金につきましては、保育所関連の機関に対する負担金の支出でございます。

以上、説明とさせていただきます。

須藤委員長 子ども福祉課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

横倉委員。

横倉きん委員 76ページの児童クラブ運営業務委託として917万5,000円、その下で放課後児童クラブ運営補助金405万4,000円ということですが、上の方の委託というのは、笠間だけなのかどうか。片方は友部の補助金というふうになっていますが、その辺の違いをお聞きしたいと思います。

それから、その前の75ページ、7節の賃金、児童クラブ6,621万5,000円、臨時職員の賃金ということで、これは何人で時給幾らになっているのか。

それと、児童クラブといえますと、身分がどういうふうになっているのか。一定の資格を持った人と持ってない人が採用されていると思うんですが、その辺の時給の単価についても伺います。あと待機児童が今いるのかどうか。

須藤委員長 大月英明君。

大月（英）子ども福祉課長 児童クラブの運営業務委託でございまして、笠小児童クラブに関しまして、今回初めて笠間小児童クラブの運営業務を民間に委託したところとございまして、プロポーザル方式を採用しました。企画提案してもらいまして、その中から委員9名による採用ということで、917万5,000円の予算でとっております。

そのほか支援センターともベNPO法人に対する補助金でございますが、これにつきましては、法人が平成19年5月14日付で社会福祉法60条による第2種福祉事業届け出を提出され、これによりまして、平成19年5月15日付で市が関係書類を沿えて届け出関係を県に提出し、放課後健全育成事業補助金。

須藤委員長 質問に対して答弁をお願いいたします。

大月（英）子ども福祉課長 支援センターともべでいいんだね。

須藤委員長 暫時休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後1度58分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大月英明君。

大月（英）子ども福祉課長 笠間小児童クラブにつきましては、公設民営で行っております。NPOにつきましては、民設民営で扱っております。

あとは児童クラブの賃金でございます。指導員の臨時賃金につきましては、時給900円でございます。資格ありなしにかかわらず900円でございます。主任指導員につきましては、今回920円で各児童クラブ1名ずつ設定いたしました。

待機児童につきましては、現在。

〔「違うな、答弁が」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 9 分休憩

午後 2 時 0 0 分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

横倉委員。

横倉さん委員 この時給については、何も資格がない人に対しては、資格のある人が教えなくちゃいけないんですよ。やっている人からすれば二重の負担というか、資格のない人に対しては、懇切丁寧に、児童に対してこういうふうに接しててくださいとかいろいろやっていかなくちゃならないのに、時給が同じというのは納得できないという声があります。

それと、今、時給ですけれども、前は一時金も出たんですが、出なくなっちゃった。この学童クラブやなんかでは、ずっと継続している方が多いですよ。そういう点で、半年以上とかそういう中で一時金も前は出してあったのになくなっていて、どういうふうになっているかということで聞きたいんです。どうしてなくなったのか。

須藤委員長 大月英明君。

大月（英）子ども福祉課長 さっきの一時金の話では、聞くところによると、合併による廃止でございまして、その後賃金を見直したというところがございます。

先ほどの950円ですが、子育て広場に関しては950円の保育士の単価を払っている関係もありまして、児童クラブの指導員については900円、主任指導員は、今年度から少しアップしまして、責任の関係で20円アップしてお願いしたというところがございます。

須藤委員長 3回目、横倉委員。

横倉さん委員 広場というまた違う問題が出てきて、広場と学童クラブで、片方は950円、片方は一般の人が900円で主任指導員が920円と、どの辺でどういう違いになるんでしょうかね。

須藤委員長 だれが答弁するんですか。

大月（英）子ども福祉課長 子育て広場につきましては、資格を持った保育士を直接雇っているという関係で950円の単価にしているということでございます。

須藤委員長 ほかにありませんか。

村上委員。

村上典男委員 74ページの3款民生費の1節報酬298万8,000円の家庭児童相談員報酬、3名分ですよ。これ具体的に、どこでどういうふう選ばれた方がどういう仕事をしているのかというのが1点目です。

それと、2点目、75ページ、7節の賃金、臨時雇賃金6,600万円、人数と、この方々が

どこでどういうお仕事をされているのかをお願いします。それが2点目。

3点目、これ私もよく理解できないで、横倉さんの続きなんですが、児童クラブ施設整備工事費3,200万円というのは、これからプロポーザルで笠間小学校で民間に委託する施設をつくる費用なのですかというのが一つ、それが3点目です。

それと、78ページ、11節需用費の賄材料費2,960万 6,000円、これは主にどこでどういう使われ方をしているものなのか、をお願いします。

須藤委員長 大月英明君。

大月(英)子ども福祉課長 家庭児童相談室の件でございますが、これは現在、相談員2名で、本庁の方で毎週月曜から金曜日、午後1時から5時半まで児童の悩み関係に關しましての相談を受けているということでございます。

それで、この部分につきまして、今度1名を増員しまして3名体制で、笠間支所あたりもローテーションで回るという考えでの1名増員でございます。

あとは、先ほどの賃金でございますが、児童クラブ推進事業、子育て広場推進事業、地域子育て拠点事業と合わせまして54名でございます。54名の内容でございます。児童クラブ指導員の臨時賃金とくるす保育所の子育て広場推進事業の臨時雇賃金でございます。あとは地域子育て拠点事業の保育士に関する臨時賃金でございます。

須藤委員長 暫時休憩いたします。

午後2時08分休憩

午後2時16分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑は。

村上委員。

村上典男委員 先ほどの質問で、幾つかは休憩中に話を聞きましたので理解いたしましたが、家庭児童相談員報酬、実質3名分がいいんですね。これ電卓が壊れているのを祈るんですが、私が時給換算すると、1人4,000円近くになるんじゃないのかなと思うんですね。

というのは、ちょっと記録してください。1時から5時半までで4.5時間掛ける、月に4回ですから4、掛ける人数の3、掛ける12カ月で約648時間になると思うんですよ。それを298万8,000円で割ると4,611円じゃないのかなと思うんですね。461円じゃないですよ。この算定の基準をちょっと教えてもらいたいんですね、この報酬の。で、どういう資格を持っておられる方なのか、お願いいたします。

これで終わります。最後の質問です。

須藤委員長 答弁。

大月(英)子ども福祉課長 先ほどの需用費の中の賄材料費であります。給食用の

食材でございます。3歳未満児と3歳以上に分けて算定してございます。それが2,960万6,000円でございます。

家庭児童相談員につきましては、月額で定めております。月額1人8万3,000円で、その12カ月分で、1人99万6,000円で定めております。時給に対しては1,383円でございます。

須藤委員長 お願いします。

田村子ども福祉課児童支援G長 家庭児童相談員の報酬につきましては、週に3回で月12回になりますので、1時間当たり大体1,400円程度に計算ではなりません。

村上典男委員 週3回、毎週月曜日と言わなかった。

大月(英)子ども福祉課長 毎週月曜日から金曜日まで実施しているんですか、2人で1日交代でやっている関係で、2人ずつ毎週出ているわけではないので。

田村子ども福祉課児童支援G長 1人の方については週に3回ずつになります。

小磯節子委員 1週間で2人で、ローテーションして。

大月(英)子ども福祉課長 そうです。1週間で2人で交代で。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 それなら理解できるんですが、先ほどの説明では、毎週月曜日午後1時から5時30分まで2名の方がという説明をしたんですよ。

大月(英)子ども福祉課長 済みません、間違いました。

村上典男委員 これちょっと最初からやり直してくれ、説明を。

須藤委員長 大月英明君。

大月(英)子ども福祉課長 先ほどちょっと間違った説明をしまして申しわけございません。現在2名おります相談員が、週に2人で1人ずつ交代交代で相談を行っているところでございまして、2名ずつ毎日月曜日から金曜日にやっているというわけではございません。おわびして訂正いたします。

須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わりにいたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時21分休憩

午後2時22分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢福祉課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

高齢福祉課長中村一男君。

中村（一）高齢福祉課長 それでは、高齢福祉課関係の歳入歳出についてご説明を申し上げます。

まず、予算書20ページをお開き願います。

分担金及び負担金でございます。2節高齢者福祉費負担金でございます。主なものについてご説明申し上げます。老人施設入所施設措置費個人負担金1,280万6,000円でございます。これにつきましては、養護老人ホームに入所した際の個人負担金でございます。現在、10施設40人となっております。

続きまして、27ページをお開き願います。

県支出金、民生費県補助金の高齢福祉費補助金、主なものでございますけれども、高齢福祉対策費補助金でございます。226万8,000円、これにつきましては老人クラブ事業に対する補助金でございます。

続きまして、66ページをお開き願います。

歳出になります。民生費、社会福祉費総務費28節で繰出金でございます。主なものについてご説明申し上げます。介護保険特別会計繰出金6億2,977万5,000円、これは介護給付費分が4億8,115万9,000円、主なものについては給付費になります。一番下の介護サービス事業特別会計繰出金850万円でございます。これは地域包括支援センターの繰出金、人件費2名分になります。

続きまして、69ページをお開き願います。

3目の高齢者福祉費、主なものについてご説明申し上げます。8節の報償費でございます。記念品510万4,000円、これにつきましては、高齢者の米寿、傘寿、100歳達成者、最高齢者の記念品となります。

続きまして、13節委託料でございます。いきいきふれあい通所事業委託料1,510万4,000円、これにつきましては笠間地区のミニデイサービス事業に係るものでございます。現在8地区において実施しておりまして、月当たり500人が利用されています。

続きまして、愛の定期便委託料804万9,000円でございます。これにつきましては、ひとり暮らし高齢者に対するの給付事業でございます。現在、牛乳、ヤクルトを配布しております。

ページを返していただきまして、70ページになります。お達者倶楽部通所事業委託料695万1,000円、これにつきましては、友部地区におきますミニデイサービスになります。現在、月曜日から金曜日まで行っておりまして、1回当たり7人の利用者がございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金でございます。主なものについてご説明申し上げます。水戸地方広域圏事務組合負担金2,027万1,000円、これにつきましては、ひぬま荘の運営に対する負担金でございます。8市町村で構成いたしております。

続きまして、シルバー人材センター補助金1,643万円でございます。これは昨年度3シルバー、友部、岩間、笠間が合併しまして、新しいシルバー人材センターができました。

会員数が現在350人になっております。それに対しての補助金でございます。

続きまして、高齢者クラブ連合会補助金802万5,000円でございます。これにつきましては市内の高齢者クラブに対しての補助金でございます。現在、125クラブ、6,450人が会員となっております。

続きまして、敬老会実行委員会交付金2,112万円でございます。敬老会につきましては、現在3地区でそれぞれ行っておりまして、友部、笠間、岩間3地区で実施されております。その交付金になっております。75歳以上が対象になっておりまして、約9,600人となっております。

続きまして、20節扶助費でございます。老人施設入所措置費8,524万1,000円でございます。これにつきましては、養護老人ホームへの入所の措置費になります。65歳以上が対象者で、身体的、精神的な環境及び経済的な理由で居宅の生活が困難な方が入所されている施設となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

須藤委員長 高齢福祉課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

村上委員。

村上典男委員 71ページ、20節の扶助費、老人施設入所措置費の8,524万1,000円、65歳以上というのはわかりましたが、これは何人ぐらいいらっしゃるのかということと、毎年かかるものなのかという2点お願いします。

須藤委員長 中村一男君。

中村(一)高齢福祉課長 現在39人で、予算的には40人で見込んでおります。1カ月当たり約700万円ぐらいかかっております。

須藤委員長 西山委員。

西山 猛委員 同じく71ページの19節の負担金補助及び交付金の敬老会実行委員会交付金、これは年度内に実行すればということの敬老会の交付金ですよね。区単位でやっている。区が主催ですよね。これについて、各地区にお任せだと思んですが、いろいろその地域によって内容も異なるでしょうし、当然規模なんかも違うでしょうし、そういう中で、追跡調査というか、ある程度のあれはいただけるんですよね、もらわなくちゃならないですよ。写真だとかそういうのをもらうんでしたっけね、実行した経緯の報告みたいなことは、ありますよね。

その中で、いろいろ範囲があると思うんですが、ふさわしくないようなものというのはなかったですか。例えばトラブルになってしまったとか、何か苦情があったとかということはありませんか。

須藤委員長 中村一男君。

中村(一)高齢福祉課長 各地区からそれぞれ実績報告というのをいただいておりますが、

笠間地区では28地区、岩間地区では60地区ですが、友部地区では5地区で実施しておりますが、それぞれに実績報告というのをいただいています。

トラブルというか、全体的に友部あたりは出席率が低くはなっているんですが、特にトラブル的なものはなかったと思っています。実績報告には、特にトラブルというものは記載されておりません。

須藤委員長 西山委員。

西山 猛委員 じゃあ、ずばりお話しします。区にお任せするということで、区の役員レベルで、そのいただいている交付金の流用をしてしまう。つまりそういう場合は設けるけれども、実際はもっと1人当たり、多分1人当たりの交付金になっていると思うんですよ、人数分で。1人当たりこれだけ出ているんだと。にもかかわらず、これだけしかないんだと。

要するに、隣接する、あるいは関係するほかの敬老会の対象者の話の中で、うちの方はこうだったよと、幾ら幾ら出ているんだよと。でも、うちの方はこうだったんだとなれば、当然格差が出るわけですよ。そうすると、直接金券だったり、現金というのはふさわしいかどうかわかりませんが、一定にもらった方がいいという、そういう地域もあるということですよ。

本来は、3世代交流がそこに重なったりとか、いろいろ地域で趣向を凝らしているのは事実なんですけれども、反面、そういう一部の役員が流用して、ほかにあてがっちゃうんだか、どうしているんだかわかりませんが、そういう地域も出ているということ。ですから、そういうことが耳に入っているかどうか。

つまり実施報告というものの精査をちゃんとしているかどうか。どういう内容でどうだということをしているかどうか。で、その範囲というのは、ある程度行政指導をしなければいけないのかなという、要するに交付金の垂れ流しになってしまうのかなと思うので、その辺の解釈いかがかなと思ひまして、ちょっとお聞きしたんですけれども。

須藤委員長 中村一男君。

中村(一) 高齢福祉課長 敬老会につきましては、それぞれに担当を持ちまして、友部地区、岩間地区、笠間地区で担当職員が実行委員会の中に入りまして、それで実施しているわけなんですけど、その中で、今回は記念品が幾らにしようとか、これは飲み代というか、ジュース代にしようとかというのをその中で決めていっているわけです。現在、1人当たり2,000円の範囲でやっていただいています。その実績報告というのを出してもらっているわけなんですけれども。

須藤委員長 暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時39分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村一男君。

中村（一）高齢福祉課長 20年度の敬老会については、これから打ち合わせ等がありますので、その中でよく指導等をしていきたいと思えます。

須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

次に、笠間市介護保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

高齢福祉課長中村一男君。

中村（一）高齢福祉課長 それでは、平成20年度笠間市介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

219ページをお開き願います。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億円と定めるものでございます。

続きまして、歳入の方の説明をさせていただきます。

227ページをお開き願います。

介護保険料、1目第1号被保険者保険料でございます。1節現年度分特別徴収保険料6億9,312万2,000円、現年度分普通徴収保険料7,120万円でございます。これにつきましては、65歳以上の方から徴収する保険料、給付費相当分の19%の負担金となっております。

返していただきまして、228ページになります。

国庫支出金、1目の調整交付金でございます。1億9,246万円でございます。これにつきましては、給付費の5%相当分でございます。

続きまして、地域支援事業交付金でございます。1,963万7,000円、これは給付費相当額の40.5%になります。

続きまして、4目施設整備事業補助金1,500万円、これは地域介護福祉空間整備等施設整備交付金となります。これは小規模多機能居宅介護施設整備のための国からの補助で、10分の10になります。

続きまして、県支出金、介護給付費負担金、現年度分で5億7,805万1,000円でございます。これは給付費相当分の12.5%、施設関係については17.5%の県の支出金となっております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

232ページをお開き願います。

総務費、一般管理費でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、1,500万円、地域介護・福祉空間整備事業補助金でございます。先ほど歳入の方で申し上げました小規模多機能居宅介護施設の整備事業費に充てられるものでございます。

続きまして、233ページ、総務費の1目介護認定審査会費でございます。12節役務費、主治医意見書作成手数料1,400万円でございます。これにつきましては、介護認定審査会に出すための資料として主治医の意見書を取り寄せるための手数料となります。

ページを返していただきまして、234ページになります。

保険給付費、1目居宅介護サービス給付費11億9,000万円でございます。これにつきましては、要介護者に対しての居宅でのサービス給付費になります。

続きまして、地域密着型介護サービス給付費3億円になります。これにつきましては、グループホームや有料老人ホームに入所されている方の給付費となっております。

続きまして、5目施設介護サービス給付費17億8,000万円でございます。これにつきましては、介護保険施設に入所している方のサービス給付費となっております。

続きまして、9目居宅介護サービス計画給付費1億5,000万円でございます。これにつきましては、要介護者がサービスを受けるために居宅のサービスをつくりませんが、そのサービスをつくるための費用となっております。

続きまして、2款の保険給付費の1目介護予防サービス給付費でございます。金額が1億6,000万円、これにつきましては居宅での要支援者に対するサービス給付費となっております。

ページを返していただきまして、236ページになります。

7目介護予防サービス計画給付費1,800万円でございます。これは要支援者が居宅でサービスを受けるためにサービス計画を作成するための計画給付費となっております。

続きまして、237ページ、保険給付費の1目高額介護サービス費でございます。金額が6,000万円となっております。これにつきましては、介護保険サービスを使うと1割が自己負担となっておりますが、その自己負担が高額になったときに、上限額を設けていまして、その上限額を上回った分について戻すというものでございます。

続きまして、保険給付費の1目特定入所者介護サービス費でございます。1億5,800万円でございます。これにつきましては、平成17年10月に施設において居住費と食費が個人負担となったことに伴いまして、低所得者に対しての負担が多くなるということで設けられたものでございます。

続きまして、ページを返していただきまして、238ページになります。

4款地域支援事業、1目介護予防特定高齢者施策事業、主なものについてご説明します。委託料、健康診断検査委託料2,055万3,000円でございます。これにつきましては、平成19年度に制度改正がございまして、老人保健法の改正がございました。それに基づきまして、健診の対象の内容が変わりました。そのための費用でございまして、介護保険の方で、

65歳以上の第1号被保険者は介護保険者が介護予防のための生活機能評価を行うというように変わってきました。そのために特別会計の方に入れたものでございます。

240ページの方をお開き願います。

4目任意事業費、主なものについてご説明します。20節扶助費、家族介護用品支給費1,860万円でございます。これは要介護3以上の認定を受け在宅で生活している方に介護用品券をお渡しするわけなんです、月当たり5,000円の介護用品券を出すものでございます。

続きまして、6款の公債費、1目の元金でございます。23節で償還金、利子及び割引料でございますが、1,766万6,000円でございます。これにつきましては、旧友部町において県の財政安定化基金の方から65歳以上の保険料分を借り入れしました。その返済に充てております。今年度でこれは償還が終わります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

須藤委員長 笠間市介護保険特別会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

町田委員。

町田征久委員 227ページ、第1被保険者保険料、滞納繰越分、普通徴収保険料480万円、この内容をお知らせください。

それから、もう1点、237ページ、1の高額介護サービス費、これは介護というのは病院に入っていた人の1人の、幾らからが高額介護となるのか教えてください。

須藤委員長 中村一男君。

中村(一)高齢福祉課長 まず、滞納者の内容でございますけれども、現在、18年度分までの滞納者数が480人いらっしゃいます。それで、滞納合計額ですが、18年度分までで1,781万2,570円でございます。その20%を予定しております。

滞納者につきましては、特別徴収というのは年金から差し引かれる方で100%なんです、普通徴収者というのは納付書で納める方になっています。普通徴収者の場合には、年間で年金18万円以上の方が普通徴収者ということになっていますけれども、その中でも無年金の方とか中にはいらっしゃいます。あとは年金がもっとずっと低い方がいらっしゃいますが、そういう方が滞納が出てきてしまうというような現状になっています。滞納については以上です。

続いて、高額介護サービス費ですが、医療とはまた別です。病院に入っている場合には医療保険の方の高額介護が出されますけれども、これは在宅とか施設に入所している場合に、自己負担割が一定額以上になった場合にそれが戻るというものでございます。

内容につきましては、生活保護の受給者の方が、上限額としては月1万5,000円以上個人負担課あった場合には戻るということですね。あと、世帯全員が市民税非課税の方で高齢福祉年金受給者の方については、上限額が2万4,600円、それ以上になると戻ると。あ

とは、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方については、2万4,600円以上になると戻ると。あとは、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方も2万4,600円、市民税課税世帯の方については3万7,200円以上になると高額サービス費として戻るという制度でございます。

以上です。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 そうすると、これは介護保険料の滞納であって、結局年金から差し引かれるんだよね、ある部分は。480万円という金額は、これは滞納でしょう、介護保険料の。これはたまりっ放しというわけかい。あと、徴収なんか行くのかい。

須藤委員長 中村一男君。

中村(一)高齢福祉課長 現在、徴収は行っています。友部地区と笠間地区と岩間地区ということで、それぞれ支所、本所がありますけれども、そこで職員の中で班を編成しまして、強化月間とか、月に何回行ったりとか、あとは約束しているところに行ったり、そういう形で徴収はしております。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 わかりやすくお願いしたいんですが、219ページ、41億円の歳入歳出があるわけですが、この受益者総数、それと受益をしている施設名及び施設別の受益金額、それと自宅で受けている人数とその金額を表で示していただきたい。

須藤委員長 暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時59分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村(一)高齢福祉課長 それでは。

須藤委員長 暫時休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時04分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村一男君。

中村(一)高齢福祉課長 それでは、あしたの夕方までにはご用意させていただきます。

須藤委員長 ほかにありませんね。

横倉委員。

横倉さん委員 介護保険、要介護1から最高5ですか、6ですか、ランクごとの人数をお知らせいただけます。

須藤委員長 中村一男君。

中村（一）高齢福祉課長 要介護認定者の人数でございますけれども、これは1月の事業報告の分でございます。要支援1の方が207人、要支援2の方が347人、合計で554人、要介護1の方が421人、要介護2の方が469人、要介護3の方が414人、要介護4の方が350人、要介護5の方が223人、合計1,877人、全体で要支援、要介護全体で2,431人となっております。

以上です。

須藤委員長 ほかにございませんか。

横倉委員。

横倉さん委員 要介護1から5までで1,877人ですよ。この方で障害者控除を受けている方、わかりますか。

須藤委員長 答弁、中村一男君。

中村（一）高齢福祉課長 現在51名となっております。

須藤委員長 横倉委員。

横倉さん委員 その51名の方は、直接窓口に来て申請をやった人ですか。

須藤委員長 中村一男君。

中村（一）高齢福祉課長 窓口に来て申請書を書いていただいて、それで認定書を発行しますので、来られた方となります。

須藤委員長 ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

ちょっと時間が延びていますがけれども、次に、笠間市介護サービス事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

高齢福祉課長中村一男君。

中村（一）高齢福祉課長 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

253ページをお開き願います。

第1条で、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出総額それぞれ2,577万円と定めとなっております。

歳入についてご説明を申し上げます。

258ページをお開き願います。

1款サービス収入、1目介護予防サービス計画費収入でございます。1,726万8,000円、これは要支援者に対するケアプラン作成の収入となっております。

続きまして、259ページ、歳出の方の説明をさせていただきます。主なものについて説

明をさせていただきます。

2 款サービス事業費、1 目介護予防サービス計画事業費でございます。委託料629万2,000円でございます。これは要支援者のケアプラン作成に伴う委託になっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

須藤委員長 笠間市介護サービス事業特別会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

以上で、福祉部関係所管の一般会計、特別会計予算の審査を終わります。大変ご苦労さまでした。

ここで、入れかえのため暫時休憩をいたします。

3 時20分に再開いたします。

午後 3 時 1 0 分休憩

午後 3 時 1 8 分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業経済部農政課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

農政課長山口忠栄君。

山口（忠）農政課長 農政課所管の各分室及びグリーンツーリズム推進室を含めた予算についてご説明いたします。

歳入からです。20ページをお開き願いたいと思います。

13 款の使用料及び手数料の 2 目農林水産業使用料、農政使用料の60万円については、市民農園の生き生き菜園はなさかの使用料で、農村整備課から農政課に今回移管になりました。

27ページをお開き願います。

15 款県支出金の 4 目農林水産業費県補助金について、農業費補助金の2,437万1,000円のうち、水田農業推進センター活動費ほか 6 件で554万3,000円を計上しております。水田農業推進費、それから中山間地域直接払、それから地域数量調整円滑化、それから農業経営基盤強化資金、認定農業者育成確保資金、水田農業構造改革推進事業、いばらきの園芸産地改革支援事業でございます。

16 款の財産収入。

須藤委員長 何ページですか。

山口（忠）農政課長 27ページの 3 目農林水産業委託費。

須藤委員長 暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 1 分休憩

午後 3 時 2 1 分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

山口(忠)農政課長 29ページです。済みません。

3目農林水産業費委託金、農業費委託金のうち、家畜伝染病予防事務交付金、これは昨年と同様でございます。

30ページをお願いします。

財産収入の2目利子及び配当金、下から10行目の農業活性化対策基金利子です。これは農業活性化対策基金の利子でございます。

37ページをお願いします。

上から四つ目の農業用プラスチック処理負担金、これは農業用プラスチックの受益者負担金でございます。

それから、家畜伝染病予防検査料、これについても家畜伝染病予防の受益者負担金でございます。

二つ下がりまして、クラインガルテン借地料負担金及びクラインガルテン保険料の負担金、これはクラインガルテンの借地料と保険料の立てかえ分を後から指定管理者の農協からの分でございます。

歳出に入ります。90ページをお願いします。

2目の農業総務費、これについては経常経費で、前年対比1,324万8,000円の減ですが、これは機構改革に伴う課から室に変更になったための人員の減によるものでございます。

3目の農業振興費、前年対比で811万2,000円の減は、主に人員減に伴う職員手当及び申請補助金の減額でございます。

節ごとに主な増減を説明いたします。

報酬及び職員手当は経常経費で、職員手当は機構改革に伴う人員減により減額計上しております。

8節の報償費ですが、そのうち事業推進報償費は、はなさかの講師及び地場農産物のPR事業の講師謝礼で同額計上しております。

11節の需用費の中の印刷製本費は、農振見直しに伴う地図代等の印刷製本の費用で同額計上しております。

91ページですが、委託料でございます。委託料につきましては、農振の図面の修正及び遊休農地解消のための油の採取の委託、それを計上しております。

14節の使用料及び賃借料については、農業機械の借上料、これは収穫期の機械とか遊休農地の復元のため機械の借り上げを計上しております。

92ページをお願いします。

一番最後の農業被害防止事業補助金30万円、これについては新設の補助でございます。これについてはイノシシの電気さく及びカラス等の防除機の補助で、3万円を限度とした補助でございます。

あと、いばらき園芸産地改革支援事業補助金、これについては申請補助金の額が少なかったものですから減額になっております。

93ページをお願いします。

水田農業費ですが、前年対比で806万円ほど減額になっていますが、これは水田農業奨励補助金を前年度の実績に基づいて計上しております。

職員手当、旅費、需用費は経常経費でございます。

負担金補助及び交付金については、水田農業奨励補助金以外は、ほぼ同額を計上しております。

5目の畜産業費については、ほぼ前年と同額の予算を計上しております。

以上です。

須藤委員長 農政課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

町田委員。

町田征久委員 92ページのわな獺免許取得助成金、これは何人ぐらいあったんだか、去年。

それから、もう一つは、この水田農業条件整備、暗渠排水、これは一反歩について、例えばブロックローテーションのところをやる場合は、どのぐらいの補助金がつくんですか、その2点です。

須藤委員長 山口忠栄君。

山口(忠)農政課長 わな獺免許取得ですが、現在のところ8名の申請があります。

それから、暗渠排水の件ですが、これは材料支給ですが、土管とプラスチックとか、そういう材料のメーターによって違います。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 そうすると、またお尋ねしますが、材料費ということは、中の暗渠の材料費ですか、その暗渠の材料費の明細書を持ってくれば補助金が出るんですか。

須藤委員長 山口忠栄君。

山口(忠)農政課長 まず、申請を受けまして、それから施工された後、全然土を戻さないで現地を確認させていただきます。あと写真を見て、それでメーターとか当たって、材料費を支給します。

須藤委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時 2 9 分休憩

午後 3 時 3 0 分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農村整備課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

農村整備課長西山政次君。

西山農村整備課長 それでは、農村整備課の所管にかかわる20年度の一般会計予算についての説明をさせていただきたいと思えます。

まず、歳入の方から説明させていただきます。

20ページをお開き願いたいと思えます。

この中で、先ほど農政課長の方からございました生き生き菜園はなさか使用料の60万円、これについては19年度中までは農村整備課の所管でやってございまして、20年度からは農政課の方に行く予定でございまして。

続きまして、24ページをお開き願いたいと思えます。

14款国庫支出金、4目の農林水産業費国庫補助金でございましてけれども、この中の林道本戸前山線の整備事業補助金940万円でございます。これについては、林道本戸前山線の20年度、21年度の2カ年で予定してございまして林道の舗装工事に伴う国庫補助金でございまして。

続きまして、27ページをお開き願いたいと思えます。

15款県支出金、4目の農林水産業費県補助金でございまして、これについて農村整備課所管のものについては、2,437万1,000円のうち、下から三つほどの3件で1,393万7,000円でございます。経営体育成関連流動化促進事業補助金、それから県単土地改良事業補助金大田町地区の918万7,000円でございます。これは友部地区の大田町、八反山というんですが、そのところのかんがい排水路の整備工事に対する整備補助金でございます。同じく旧陣屋地区465万円でございますが、これは友部地区のコメリがあるかと思えますが、その付近の農道整備事業に対する補助金でございます。

次に、2節の林業費補助金550万2,000円でございますが、これにつきましては、森林愛護運動、あるいは良質材生産対策推進事業、それに林業整備担い手事業、それから平地林保全整備事業、次のページにまたがっておりますが、これらのものについては、みどりの少年団、それから良質材生産への取り組み、それらを支える担い手育成への補助金でございます。

その下の茨城県民有林林道事業費補助金470万円でございますが、これは本戸前山線の舗装工事に対する補助金でございます。これは国庫補助金と県補助金をいただいて舗装

工事を行うものでございます。

続きまして、29ページの3目農林水産業費委託金、地域資源保全事業交付金の12万6,000円でございますが、これについては、農地・水・環境保全事業を昨年度より行われておりますけれども、これらの事務経費に対する交付金でございます。

続きまして、35ページをお開き願いたいと思います。

20款諸収入の2目農林水産業費受託事業収入でございますが、これについては、先ほど申し上げました県単事業による旧陣屋地区の農道整備事業に対する環境組合からの事業収入でございます。

続きまして、36ページ、2節雑入の上から8番目、国・公団営電ヶ浦用水事業計画償還助成金の131万1,000円でございますが、これについては国・公団営事業に係る償還金の利子助成事業に対するものでございます。

続きまして、歳出の方を説明させていただきます。

94ページをお開き願いたいと思います。

5款農林水産業費、6目の農地費でございます。これらについては、農村、農地にかかわる基盤整備、あるいは農道等の整備、維持管理に要する費用でございます。

まず、3節、9節、11節、12節については、人件費、経常的な経費を計上してございます。

次に、13節の委託料でございますが、2,138万8,000円については、まず設計業務委託料159万6,000円、これについては大田町、八反山地区のかんがい排水整備にかかわる設計委託料でございます。

次の測量業務委託料20万円については、市単独分の業務費委託料でございます。

次の設計業務委託料、県単70万円については、旧陣屋地区の農道整備に伴う委託料でございます。

次の草刈等委託料20万円については、岩間地区の岩間第一小学校隣のフレンドリーパークの除草作業に対する委託料でございます。

次の埋蔵文化財調査委託料1,500万円、これについては陣屋地区の農道整備に伴う文化財調査委託料でございます。

次の農業農村活性化計画策定委託料369万2,000円については、経営体育成基盤整備事業友部地区ということで、友部土地改良区内のパイプライン化を含めた再整備事業のための事業採択に向けたソフト面の計画策定委託料でございます。

次の工事請負費3,986万9,000円については、その内訳としましては、農道補修工事費、これについては市単による農道補修費として計上してございます。

次の市単土地改良工事費200万円についても、土地改良、排水路とかため池、それらの防護さく等の修繕あるいは工事に費用でございます。

次の排水整備工事費2,336万3,000円については、県単事業で予定しております大田地区、

八反山のかんがい排水整備工事費用でございます。

次の農道舗装工事費145万6,000円でございますが、これは市単農道整備事業として岩間地区の岩間の泉地内などを予定しているため計上してございます。

次に、農道改良舗装工事費1,155万円については、19年度に上町地区ということで農道整備改良やっておりますが、その継続的な工事として、旧陣屋地区として整備するものでございます。

次に、16節の原材料費85万円については、農道等の維持補修のための資材支給費用でございます。

次の19節負担金補助及び交付金については、件数が38件ほどございまして、総額2億7,076万1,000円を計上してございます。これらについては、土地改良整備事業に対する負担金が主なものでございます。関連するものについては、まとめてご説明を申し上げたいと思います。

まず、県土地改良事業連合会への会費として68万2,000円を計上してございます。

それから、95ページから97ページにかけてちょっとばらついておりますが、電ヶ浦用水事業にかかわる負担金補助金として、国営用水事業あるいはかんがい排水事業にかかわるものとして、9件、3,851万2,000円を計上してございます。

それから、石岡台地土地改良事業にかかわる負担金補助金について、国営事業、あるいは県営の畑総の償還金などを含めて、11件、4,329万7,000円を計上してございます。

それから、95ページの中ほどに、経営体育成基盤整備事業調査費負担金として175万円、これについては、先ほど申しました友部土地改良区のパイプラインを含めた工事、再整備をするための採択に向けた、県事業によるハード面の調査計画の負担金でございます。

続きまして、県営畑地帯総合整備事業負担金1,300万円、下から3番目ですか、これは小原地区の畑総事業で、区画整理、あるいは埋蔵文化財調査のための事業負担金でございます。

続きまして、農業用水電気料負担金として、3件、330万円を計上してございます。これは随分附、大沢、友部中央の3カ所でございます。

続きまして、96ページの上から5番目、中山間地域総合整備事業負担金1,720万円、これについては南指原地区の土地改良事業にかかわる集落道路整備事業に対する負担金でございます。

次の土地改良事業調査設計負担金の200万円、これについては、友部地区の松山団地付近に兎久保池というのがございますが、その池の侵食による堤体等の崩壊が進んでいることから、整備に当たっての測量、調査設計に対する負担金でございます。県単事業として予定してございます。

続きまして、経営体育成基盤整備事業負担金4,184万円については、笠間中央地区と友部の滝川地区の土地改良事業に対する負担金でございます。

その下の農村振興総合整備事業負担金5,250万円、これについては、友部地区の農村環境振興策として総合的に行っている事業の中で、20年度事業の工事、あるいは用地取得、測量設計に要する費用でございます。

97ページ、上から2番目、農地・水・環境保全向上対策事業負担金400万4,000円、これについては昨年より国の施策として行われていますものでございまして、農地あるいは農業用の関係の施設、そういったものを農業者のみならず地域全体で管理をして守っていくという組織に対しての負担金でございます。19年については岩間、友部3地区ずつ6、20年度より笠間の福原と北吉原の2地区が加わりまして、8地区でございます。

続きまして、中ごろに、溜池整備、農道整備、農道舗装事業借入償還金負担金としまして、それぞれ342万円、635万4,000円、2,646万9,000円、3件で3,624万3,000円を償還金負担金として計上してございます。

次に、小規模土地改良補助金50万円については、地域で補助対象にならないような整備を行うものに対して補助するものとして計上してございます。

次の一番下の土地改良事業運営協議会補助金1,590万3,000円については、協議会の事務局職員の人件費50%相当分に対する費用でございます。

それから、繰出金については、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、林業費の林業振興費と林道費についてご説明申し上げます。

まず、97ページの林業振興費の報償費、旅費、需用費等については、経常的な経費でございます。

次の98ページの委託料83万円については、間伐促進全体計画調査委託料として20万円、それから平地林保全整備委託料として63万円を計上してございます。

次に、19節負担金補助及び交付金254万9,000円については、その内訳としまして、一番下の笠間西茨城森林組合指導補助金150万円、これについては森林組合員の育成支援のための補助でございます。

続きまして、林道費でございますが、3節、9節、11節、12節については、人件費、経常的なものでございます。

13節の委託料1,294万7,000円でございますが、これについては、先ほど国庫補助、県補助で予定しております本戸前山線の舗装工事にかかわる用地測量、実施設計の委託料でございます。

続きまして、工事請負費の3,000万円については、林道補修工事として150万円、除草工事として50万円を計上してございます。林道舗装工事費2,800万円については、本戸前山線の舗装事業に対する工事費用でございます。

それから、19節の負担金補助及び交付金の156万1,000円については、治山林道協会費、あるいは筑波稜線林道管理連絡協議会の負担金でございます。

以上、農村整備課の所管のものでございます。説明を終わらせていただきたいと思います。

ます。

須藤委員長 農村整備課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

町田委員。

町田征久委員 97ページ、友部中央土地改良区深井戸電気料金ほか2件なんですが、昨年より減額になっているんですか、比較して。

須藤委員長 答弁。

西山農村整備課長 同額でございます。

町田征久委員 同額なんですね。結構です。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 今の町田委員の関連ですが、95ページから96ページ、随分附、大沢、友部地区の電気料、これ笠間、岩間では払っていないけれども、なぜ友部だけ払っているんですか、それが1点。

それと、昨年に対して減っているという認識でいたんですけども、一昨年に比べてはいかがでしょうか。

須藤委員長 答弁、西山政次君。

西山農村整備課長 友部だけがということでございますが、これについては昭和51年に公共用地の確保のための水の補償として支払っているものでございます。

それから、一昨年との比較については、25%ほど減額になってございます。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 昭和51年から一昨年までは、ある決められた金額が来たわけですが、一昨年というのは合併したときかなと思うんですが、それで25%を住民の合意のもとに減らすことに成功したという認識をしてもいいのかなと思うんですが、きのう総務部長に確認をしたところ、そういうものは契約書もあるのかなと私は思っているんですけども、当時の契約書の内容、それをちょっと見せていただきたいんですよ。そして、25%減額したという同意書、あるいは契約書、それをあわせて見せてもらいたいんです。

須藤委員長 西山政次君。

西山農村整備課長 先ほど51年からということでございます。これは10年ごとに更新をしております。51年、61年、平成8年、それで今回平成18年の4月に契約を更新してございます。内容については、電気料と、もし万が一深井戸に障害、故障した場合については市が負担をするという契約内容でございます。

18年4月の契約については、4分の3を市が負担し、修理費については今まで同様の内容でございまして、今回の協定については、双方の誠意のもと協議した結果であるということで理解をしております。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 ちょっと暫時休憩して、契約書を提出してください。

須藤委員長 暫時休憩をいたします。

午後3時53分休憩

午後3時55分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山政次君。

西山農村整備課長 当時町でしたが、これは10年間負担をするものとするという文言が入っているわけです。ですから、この協定書が10年過ぎれば、再契約しない限りはこれだという、満了後においては、要するに電用水事業の導入を勧案の上、甲乙誠意を持って協議をして定めるものとするということですね。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 暫時休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後3時58分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村上委員。

村上典男委員 笠間にあつて友部にないもの、岩間にないもの、あるいはその逆、笠間、岩間ではこういう契約はありませんよというような話がまかり通ったかもしれませんが。しかし、時の町長なり村長なりが住民との契約を交わして、口約束だろうと何だろうと、広告の裏に書いたものであろうと、きちんと判こを押して住民と契約をした以上は、その当時の契約というのは守るべきだということは、きのうの総務部長もきちんと言っていましたよ。それを、10年たったから、合併をしたから、もっけの幸いで25%カットをするというのは、私は幾ら判こを押してあったとしても、それは無理やり判こを押されたんじゃないのかと思いますよ。嫌々ながら判こを押したんじゃないのかと思いますよ。十分認識した上で判こを押したわけじゃないと思うんです。

だから、現に今でもその地域の人たちは不平不満が出るわけですよ。怒っているんですよ。契約書の解釈の仕方、51年の契約書ですから非常に不備もあるかもしれませんが、やはり当時立ち会った人たちなんかの意見を聴取した上で、やはり当時の皆さんの協定書というのは尊重するべきじゃないのかなと思いますよ。その辺の解釈をお願いいたします。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 これお尋ねしますが、実際に電気料を払った金額と、1年払うでしょう、深井戸の電気料。それとこちらからの補助金とでは、バランスはとれているんですか。ど

っちかが多いか少ないかということはないんですか。10年間払うということは、払うんだから、その実費を。

須藤委員長 西山政次君。

西山農村整備課長 それについては、前年度を基本にしたもので予算計上をしてございます。それで、予算が不足の場合には、当然補正を組んでこれまでも負担をしてきたということでございます。

その比較というのは。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 昨年度は雨が年じゅう降っていて、深井戸は回さなくても満タンだったんですよ、皆さんも知っているとおri。水が要らなかったんですよ、どこも。だけど、私が言っているのは、1年間使用した、4カ月ぐらい使用した電気料、例えばこの1カ所で幾ら幾らかかりました。だけど、ことしはかかりませんでしたよといっても、かかってもかからなくても払っているのかと言うの。

須藤委員長 西山政次君。

西山農村整備課長 これについては、電力会社からの請求に基づいて、私どもの方で差し引きをして払ってございます。

須藤委員長 町田委員、3回目。

町田征久委員 どっちかがプラス、マイナスが出るでしょうと言うんだよ。出ないの。

須藤委員長 西山政次君。

西山農村整備課長 実質電気料がかかった分、電力会社から請求が毎月来ますね。その請求書に基づいて支払っているわけですから、実際の電気料がかかった分だけお支払いをしているということです。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 暫時休憩いたします。

午後4時03分休憩

午後4時07分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 なければ、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後4時07分休憩

午後4時08分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工観光課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

商工観光課長岡井俊博君。

岡井商工観光課長 それでは、商工観光課所管の予算につきましてご説明申し上げます。お手元の予算書の20ページをごらんいただきたいと思います。

13款使用料及び手数料、1節の公有財産使用料でございますが、その中の高圧電線の線下使用料、それから山麓公園のつつじ公園敷地使用料ということで、それぞれ予算を計上してございます。

さらに、一番下でございますが、駐車場使用料ということで、商工使用料300万円、これにつきましては荒町、鷹匠町の使用料として300万円計上してございます。

続きまして、ページを返していただきまして、28ページをごらんいただきたいと思いません。

商工費県補助金でございます。これの135万円につきましては、がんばる商店街支援事業ということで、40%の県補助135万円を受け入れる予定でございます。

続きまして、次の29ページでございますが、中段にございます商工費委託金、観光費委託金でございますが、観光動態調査ということで県からの委託金を歳入する予定でございます。

ページを返していただきまして、30ページ、利子及び配当金ですが、下から9行目になります。観光振興基金の利子を計上してございます。

続きまして、34ページになります。

20款諸収入でございますが、下から2行目でございます。自治金融の預託金の元利収入ということで2,800万円、それと利子の収入1,000円を計上してございます。

続きまして、ページを返していただきまして、諸収入の雑入でございます。36ページ、上から3行目でございますが、市内装飾用の菊鉢等貸付料39万3,000円、それから、下から9行目になりますが、菊栽培用の肥料代を菊づくり参加者からの負担ということで歳入しております。それから、下から2行目でございますが、茨城中央工業団地の用地取得事務の委託ということで40万円、茨城県から未買収地の事務委託ということで計上しております。

さらに、37ページになりますが、上から9行目でございます。観光漫遊キャンペーン助成ということで25万円、これにつきましてはPR用の経費ということで、漫遊キャンペーン協議会からの助成金、それから、次の段、つつじまつりの入園料1,600万円、二つ飛ばしまして、岩間の野外ステージ使用料ということで2万2,000円計上してございます。

ページを返していただきまして、38ページでございます。下から7行目ですか、観光宣伝支援事業補助金ということで、これにつきましても漫遊いばらきキャンペーン協議会の

方から助成金ということで補助金15万円を歳入する予定でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

99ページをごらんいただきたいと思います。

6款商工費、1目商工総務費でございますが、これにつきましては、人件費とたばこ小売組合関係の経費、それから優良たばこ店の表彰関係の経費が主でございます。

ページをあけていただきまして、19節の負担金補助及び交付金の中で、3地区のたばこ小売組合に対する補助金を107万1,000円歳出予定でございます。

次の2目商工振興費でございますけれども、商工振興費の中には、市街地活性化事業、それから伝統工芸品、石材関係、それから工業団地の施設維持管理等の経費を含んでございます。

8節の報償費でございますが、事業関係の講師謝礼、行事関係の報償費ということで75万5,000円、旅費につきましては、企業誘致説明会のための旅費が主でございます。それと職員の旅費。

需用費につきましては、各事業関係の経常経費、それから光熱水費関係、修繕料を計上してございます。

次の役務費でございますが、主に通信運搬費として66万8,000円、内容につきましては、ファンクラブ通信ということで、約1,000名の方に対する通信費の計上でございます。

さらに、委託料でございますが、各施設の遊具点検委託料、浄化槽関係の委託料、それからイベント委託ということでファンクラブのPRイベント、それから岩間工業団地の公共施設、緑地部分等の維持管理、清掃関係300万円、それから中小企業の金融事務委託ということで3商工会に対する事務委託108万円、それから登記事務の委託ということで未登記の部分の登記事務270万円を計上しております。

次に、14節の使用料及び手数料でございますが、イベントの会場借り上げが主でございます。

次の備品購入でございますが、まちづくり特例市関係で、新年度から火薬取り締まり、あるいは電気用品の保安業務、計量法関係の業務が入ってまいります。それらの計量機器の購入費でございます。

負担金補助及び交付金でございますが、負担金が8件、各協議会関係等の負担金でございます。それから、補助金が11件ということで、中段から下になりますが、茨城県石材協同組合の連合会補助金、さらに笠間焼協同組合、それから産業祭の補助金、それから自治金融・振興金融の保証料の補助金、それから利子補給の補助金ということで2,000万円計上しております。

ページを返していただきまして、商工会補助金ということで3商工会に対する補助金2,140万円、市街地活性化推進事業ということで、先ほど歳入の方で説明しました40%の

県補助、それから市の間接補助40%を入れまして事業を計画しております。270万円。それから、天狗の郷・バザールdeいわま運営補助、ふるさと友部まつり補助、それからスラッジ組合というのがございます。スラッジ処理のための協同組合補助ということで100万円計上しております。

貸付金につきましては、自治金融の預託金2,800万円、さらに損失補償の寄託金ということで260万円計上しております。

次の観光総務費でございますが、観光総務費の中には、観光大使関連、それから観光動態調査、イベント、広告料が主なものでございます。

7節の賃金でございますが、137万1,000円、これにつきましては観光大使の賃金、報償費については事業推進関係の報償。需用費関係でございますが、経常経費で消耗品関係、印刷製本費関係を計上しております。

役務関係でございますが、各新聞、雑誌、ラジオ等の広告料142万1,000円、さらにイベント委託料、それから観光案内所委託ということで、笠間駅前でございますけれども、283万5,000円計上しております。

さらに、負担金補助及び交付金でございますが、負担金につきましては、各連絡協議会、それから水戸・笠間・大洗観光協議会等の負担金としまして計上しております。さらに、補助金につきましては、合わせて6件、ほたるの里づくり、それから岩間の夏まつり、それから笠間のまつり、観光協議会補助2,566万7,000円、それから北山の桜まつり補助ということで予算を計上しております。

次の2目観光振興費でございますが、これにつきましては、つつじまつり、菊まつり、佐白山周辺整備事業、それから観光宣伝事業、臨時的事業ということで、それらの事業を含んでおります。

臨時雇いにつきましては106万1,000円は臨時職員の賃金、需用費関係については各事業のイベント関係等の消耗品、印刷製本費についても同様でございます。役務費については広告料等でございます。

ページを返していただきまして、委託料については、各イベントの交通関係の警備委託料、それから設計業務、建築関係の設計業務、それからイベント委託、菊まつり関係の委託ということで、それぞれ事業を行うための委託料、それから観光推進マネジャーということで926万1,000円、民間からの観光推進マネジャーを委託するということで計上しております。

それから、14節でございますが、土地の賃貸、それからイベント関係の備品、臨時トイレ等の借り上げ、それから工事請負費でございますが、佐白山周辺ということで指定寄附活用でございます。20年度につきましては観光用トイレ、案内サイン工事、それからポケットパークの整備ということで考えております。

公有財産購入費につきましては、それらの土地の購入費、さらに負担金補助及び交付金

では、各加入負担金と、菊まつり連絡協議会の補助金ということで150万円計上しております。

次に、3目観光施設費でございますが、これは所管の北山公園、愛宕山、工芸の丘駐車場、それから菊栽培所等の施設管理の経費でございます。

賃金でございますが、囑託職員の賃金、菊栽培所の専門職ということで1名予定しております。

それから、需用費関係ですが、それら施設にかかわる燃料費、食糧費、あるいは電気料、修繕料でございます。

役務については、それぞれの浄化槽がございますので、浄化槽の手数料220万円が主なものでございます。

委託料でございますけれども、警備委託、機械警備委託の委託料、それから植栽管理の委託960万円、それから草刈等の委託等を各施設で実施しております。清掃委託も同様でございます。それから、北山公園の指定管理料1,560万円、つつじ公園の植栽管理ということで通年植栽管理3,200万円、駐車場の委託として183万3,000円、それから菊栽培所の臨時職員の委託ということで250万円計上してございます。

使用料及び賃借料ですが、主に土地借地をしている部分の賃借料952万1,000円が主なものでございます。

工事請負費につきましては、各施設の塗装工事等が主でございます。

それから、原材料費については材料費、備品購入につきましては愛宕山のスカイロッジの方の備品購入、負担金補助については笠間芸術の森公園の施設の運営協議会への負担金70万円ということで予算を計上してございます。

以上が、商工観光課所管の歳出でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

須藤委員長 商工観光課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

西山 猛委員 歳入の方で、36ページ、下から2行目の茨城中央工業団地事業用地取得委託事務費、これは歳出でどの項目になるんですか。

須藤委員長 岡井俊博君。

岡井商工観光課長 これは県の方の委託でございまして、歳出の方でございますが、商工費の方で見てください。40万円の部分すべてではありませんので、流通センターの経費ということで、それぞれ職員の部分で見えております。商工振興費でございます。100ページでございます。

商工振興費の中で、企業推進事業ということでございます。その中の職員の時間外、それから旅費、消耗品の中でそれぞれ入れてございます。

須藤委員長 西山委員。

西山 猛委員 単純に言えば、県がやるべきことを地元の笠間市の中でお願いしなくちゃならないことがあるので、それは県が負担しましょうという理屈でよろしいですか。

須藤委員長 岡井俊博君。

岡井商工観光課長 そのとおりでございます。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 100ページ、19節の負担金補助及び交付金のたばこ組合補助金107万1,000円とございますが、単純に考えますと、たばこから上がってくる税金5億円ちょっとあるわけですね。負担金100万円ということで、約0.2%ですよ。たばこ組合から何かクレームとか来てないですか。それが1点です。もっとくれとか言われているんじゃないのかなと思うんですが。

次が、102ページの13節、観光案内所運営委託料、この観光案内所というのは、笠間の駅おりて右側にあるところかなと思うんですけども、大体年間どのぐらい利用者があるのか。

個人的な意見で申しわけありませんけれども、合併をして笠間の観光案内をするのであれば、あの立地じゃないと思うんですね。電車を使う方も多分いるんでしょうけれども、車で来る方が大勢いるわけですから、岩間に行く、あるいは友部に行く、笠間に行く、その三つの観光案内ができる、3カ所の観光案内ができる立地というのをこれから考えていく必要があるんじゃないのか、またその方法を模索する必要があるんじゃないのかなと思うんです。

一応、この2点だけお願いします。

須藤委員長 岡井俊博君。

岡井商工観光課長 笠間駅前の観光案内所の利用状況でございますが、昨年度の資料でございますが、3月までで約2万3,955人ということで、電話相談、窓口、それから案内等も含めまして利用してございます。

それから、場所につきましては、先ほど委員がおっしゃったように、確かにあの場所ですべてが賄えるという場所ではございませんので、それらについても、今現在は全市のインフォメーションはしてございます。ただ、車で来てもなかなか場所がわかりづらいということで、当面JR関係のご利用の方々に対する案内をしている状況でございます。

あと電話対応ということで、電話については、全部一本に入ってきますので、それぞれそういう案内をしてございます。

たばこ組合の補助の内容でございますが、3地区に対する補助をしてございます。それぞれたばこ組合の方からは、補助については、合併をまず、3地区同じような目的でございますので、合併をお願いするというところで話はしてございます。なかなか地域の特性がございますので、今のところ合併は目標にしていますが、今の段階では単独で運営してい

るという状況でございます。

補助につきましては、たばこの買い方と申しますか、自販機の仕方とか、カード、パスカードと申しますか、そういうものが導入されたりもしていますので、そういう事業費にも充てたいというようなお話は聞いてございます。

須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

以上で、産業経済部所管の一般会計予算の審査を終了し、本日の日程は全部終了いたしました。

須藤委員長 本日はこれにて散会をいたします。

次の会議はあす13日午前10時から開会いたしますので、時間厳守の上ご参集をお願いいたします。

本日もはいろいろご苦労さまでございました。

午後4時28分散会